

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・ 令和 4 年度
学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(令和 5 年 9 月末現在)

2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和5年9月末現在）

テーマ「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	1	P32	企画総務課	<p>【学校林売払い収入における調定額の計上誤りについて】 令和3年度の学校売払いは田野中、穆佐小、生目小の3件であったが、令和3年度はそれぞれの調定額の9割分しか教育委員会に入っていなかった。 今後このような誤りが起こらぬよう書類の様式およびチェックの方法等を改めて見直すべきである。</p>	措置済	<p>現在、国有林分の売払いについては、国からまず森林水産課に通知があったのち、森林水産課から連絡が来ることになっている。 森林水産課からの連絡があった際に、教育委員会が全額を調定することになっているか森林水産課に確認を行うとともに、教育委員会が保管する資料と突合し、精査を行う。 教育委員会が保管する資料には、上記作業を経ることを補記しておく。 なお、調定の起案の際は、複数人でチェックを行うこととする。</p>
指摘	2	P39	学校施設課	<p>プールろ過機保守点検業務委託契約事務の適正執行について 請求書の提出遅れが起こらないようにスケジュール管理を十分に行うことが重要であると考え。また、受注者に対しても電話による催促のみならず、契約事務の流れを周知するよう指導すべきである。</p>	措置済	<p>指摘を踏まえ、請求書の提出遅れが起こらないようにスケジュール管理を十分に行う。また、受注者に対しても電話による催促のみならず、契約事務の流れ等、周知を図っている。</p>
指摘	3	P42 ～44	学校施設課	<p>工事請負契約の変更について 変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。全庁的な検討が必要であるが、今後は可能な限り、当初積算や予見可能性の精度を高める努力をすべきである。</p>	措置困難	<p>当初設計の段階において、当初積算の精度を高めた設計をし、可能な限り契約金額の変更を行わないことが望ましいと考える。 しかしながら、当初設計の段階において、足場が必要な高所の部分や、既存を撤去しないと分からない部分等に対し、完全な調査を行うことは、費用の面からも現実的に厳しいものである。調査できない箇所については、実際の工事着手後に詳細な調査を行うことになり、その結果によって、数量の変更や工事代金の増額になることがある。 工事代金の増額は、補修数量の変更によるものであり、工法等の根本的な変更や大部分の変更を行っているわけでは無いことから、工事請負契約を増額変更することもやむを得ないとする。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	4	P44	学校施設課	<p>相互供給について 相互供給は法令禁止とはなっていないものの、原則禁止としている地方自治体が多い中で、相互供給とは契約の相手方が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部を再委託依頼することをいい、この行為については再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行するなど、社会通念上、不適切でありこれを原則禁止している。 したがって、どのような経緯で再委託したのか詳細な理由を開示すべきである。さらに、全庁的な検討課題であるが、再委託に関しての見直しをし、再委託ガイドライン等の作成を検討されたい。</p>	措置困難	<p>競争相手であった入札参加者に一部下請を負わせることに関しては、法令上は禁止されておらず、あくまでも請負契約の当事者である受注者と下請業者の関係性に基つき、金額等について合意した上で契約がなされているものと認識している。 また、建設工事については、建設業法や工事請負契約約款の規定に基づき、一括下請を禁止しており、一部下請についても、工事担当課にて、適宜、工事施工体制台帳等を基に、適正な下請契約が確保されているか確認を行っている。</p>
指摘	5	P47	学校施設課	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反について 基本的に下請業者は廃棄物処理業の許可を有しており、元請業者から適法な委託を受けた場合のみ廃棄物処理が可能となる。元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請業者が不適正な取り扱いをしていた場合には元請業者もその責任を負い、措置命令の対象となる重大な案件である。したがって、処置報告で「以後気を付けます。」で済まされるものでなく、排出事業者責任の徹底を図り、さらに適正処理を指導すべきである。</p>	措置済	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反について、令和3年11月に業者に対し行政指導を行っている。</p>
指摘	6	P53	学校教育課	<p>○あたたかな人間関係づくりサポート事業の費用対効果について 予算に見合った十分な活用やフォロー等がなされているとは言えないため、費用対効果の見地より事業廃止を十分に検討すべき。</p>	検討・改善中	<p>本年度も、効果的な実施ができるように、9月に学校職員向けに研修を行う予定である。また、次年度は、事業の見直しを検討する。</p>
指摘	7	P56	学校教育課	<p>○小中学校メディア安全指導員の実施報告書の提出期限について 実施報告書の提出が実施後2週間以内と規定されているのに、それが守られていないものが複数あったので、期限遵守を指導すべきであり、しかるべき対策を講じるべきである。</p>	措置済	<p>実施報告書の提出については、該当学校に対して提出期限を守るように、随時指導をしている。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	8	P 56	学校教育課	○小中学校メディア安全指導員の講話のテーマについて 本事業の主たる目的である不登校児童生徒対策に資するネットいじめ問題等をテーマとする講話とするように適切な指導をされたい。	措置済	各学校の児童生徒の実態を踏まえ、不登校児童生徒対策に資するネットいじめ問題等をテーマとして、各学校と講師で内容を構成するようにしている。
指摘	9	P 61	学校教育課	○スクールアシスタント制度の充実化について 不登校対策だけでなく、いじめ対策としても有用な制度となるように本制度の充実化を検討されたい。	検討・改善中	今後、スクールアシスタント研修などで、学校やスクールアシスタントに周知を図っていく予定。
指摘	10	P 61	学校教育課	○中学校校外生徒指導対策協議会の規約上の理事数の不足について 理事4人を置くとの規約があるにもかかわらず、宮崎中学校の校外生徒指導対策協議会については、3人しか理事の記載がないためしかるべき指導をされたい。	措置済	中学校校外生徒指導対策協議会の規約上の理事数の不足については、該当する学校に確認したところ1名の理事の記載が漏れていたことが判明したことから、正しい書類を改めて提出するよう指示した。また、申請書の精査については、担当者及び補助金を扱う職員を対象に詳細に確認するよう指導した。
指摘	11	P 61	学校教育課	○宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付先の使途に対する調査等について 交付金の交付対象となっている2校の使途明細が不明であるため、必要に応じ、規則に基づく報告を徴し又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うべきである。	検討・改善中	宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付先の使途に対する調査等については、補助金交付先の振興会からの実績報告で2校の活動内容が明記されており把握していたが、その使途の確認方法については、今後検討する。
指摘	12	P 62	学校教育課	○小中学校スクールカウンセリング等事業に関する支出における随意契約理由書の不備について 一般競争入札で執行伺いしたものの、随意契約で支払い命令となっているが、その経緯が書類上分からないものがあつたので、手続の適正さの観点より随意契約の理由書を付すべきである。	措置済	小中学校スクールカウンセリング等事業に関する支出における随意契約理由書の不備については、執行伺いを出力する際、担当者が財務システムでの操作誤りにより一般競争入札と記載されたか所を二重線で取消しし、随意契約と訂正したものであり、執行伺いの時点で随意契約であると認識している。なお、財務システムでの操作誤りについては、担当者及び財務システムを扱う職員を対象に適切に処理するよう指導した。
指摘	13	P 64	学校教育課	○SNS相談事業の廃止について 学校にヒアリングした結果、本事業の効果を実感している学校はなく、本事業の費用対効果に対して大きな疑問があるため、本事業を廃止すべきである。	措置済	SNS相談事業の廃止については、他課において同様の事業を開始したことから、廃止した。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	14	P 69	学校教育課	○特別教育支援非常勤講師の実績等の書式内容の改訂について 特別教育支援非常勤講師の業務実績簿のうち「成長や課題（特記事項のみ）」欄は、特別な出来事がないときは何も書かなくてよいと解釈される可能性があるため、「（特記事項のみ）」という文言は削除すべきである。	検討・改善中	「（特記事項のみ）」という文言は削除する予定である。
指摘	15	69	学校教育課	○修学旅行等ボランティア同行推進事業補助金交付要綱上の要件充足確認の記録化について 本事業の要綱第4条の要件を満たすかどうかの確認がなされた形跡が記録上なく確認できないため、対象児童生徒とボランティア候補者の身分関係の有無等を事業計画書の中で記入させるよう指導されたい。	検討・改善中	就学旅行等ボランティア同行については、特別支援教育学び総合事業における同行推進補助金にて計上している。同行するボランティアは、学校生活において対象児童生徒別へ支援を行う生活・学習アシスタントとなることが多く、身分関係が明白であった。 今後は、身分関係の有無等を事業計画書の中で記入するよう、様式の改訂を行う予定である。
指摘	16	P 73	学校教育課	○学校運営協議会の委員出席証明書の記載方法について 学校運営協議会委員出席証明書の記載上、所属が不明な委員の記載が多いが、委員として適正か否か、所属先に偏りが無いかを判断するため、備考欄等に委員の所属を記載するように指導されたい。	措置済	学校運営協議会の委員出席証明書の記載方法については、任命時に偏りが無いか所属を確認しており、出席証明書においては、出席を証明するものであることから記載を求めている。
指摘	17	P 97	学校教育課	○スクールバス運行報告書の記入漏れ等について 「スクールバス運行報告書」に記入漏れ等が確認されたため、適切な報告書作成を指導されたい。	措置済	スクールバス運行報告書の記入漏れ等については、令和5年度のスクールバス運行管理業務委託契約締結時に委託業者へ毎月の報告書作成について説明した際に、今回の記入漏れ等に触れたうえで、適切に報告書を作成するよう指示した。
指摘	18	P 97	学校教育課	○スクールバス運行報告書の様式について 「スクールバス運行報告書」に乗車者の氏名を記載するか、利用者氏名の横にチェックを入れるなど、様式を検討されたい。	措置済	スクールバス運行報告書の様式については、対象児童生徒の乗降車確認を確実にを行うため、令和5年度から、予め利用者の氏名を記載したうえで乗降車の際にチェックを書き入れるよう、様式の変更を行った。
指摘	19	P 98	学校教育課	○スクールバス運行報告書の不適切記入について 「スクールバス運行報告書」の車両点検欄に「✓」が最初から印字されており、毎回実際に点検が行われているか疑問があるため、点検チェック方法を変更すべきである。	措置済	スクールバス運行報告書の不適切記入については、令和5年度のスクールバス運行管理業務委託契約締結時に委託業者へ毎月の報告書作成について説明した際に、今回の不適切記入に触れたうえで、車両点検を確実にを行い、その後に車両点検欄にチェックを書き入れるなど、適切に報告書を作成するよう指示した。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	20	P 98 ～100	学校教育課	<p>○スクールバス運行管理業務委託方法の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行日数や運行距離が結果的に設計時よりも少なくなる場合があることを踏まえ、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク） ・利用者が日によって少ない場合があることを踏まえ、その際は定員の少ない車両に変更したうえで、実績に基づき適宜運行単価も変更できるような契約締結をすべきである。（イ、エ、オ、カ、キ、ク） 	検討・改善中	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー路線（七野小学校区・旧浦之名小学校区以外）の委託契約については、令和5年度末までに他市の事例等を調査のうえ、実績払いや車両変更が可能か検討を行う。 ・小型バス路線（七野小学校区・旧浦之名小学校区）の委託契約については、現在、年間を通じて貸切バスを専属車両として運送契約をする「年間契約」を採用しており、採用していない場合と比較して約25%安価な契約金額となっている。当該契約を「実績に応じた月額払いの契約」や「利用者数に応じて車両を変更したうえで、実績に基づき適宜運行単価も変更できるような契約」に変更するより、確実に契約金額が安価となる現行契約の方が適当であると考えている。
指摘	20	P 98 ～100	学校教育課	<p>○スクールバス運行管理業務委託方法の見直しについて</p> <p>設計上の距離を測定するにあたっては、ネット検索ではなく、実測することを検討されたい。（ウ）</p>	措置済	<p>設計上の距離を測定するにあたっては、これまでの距離測定アプリによる測定に加え、令和6年度からは実測も取り入れ、より精度の高い測定を行うこととした。</p>
指摘	21	P 101	学校教育課	<p>○月間の運行一覧表の作成について</p> <p>部活動生の利用や下校時刻が複数ある場合に、日々の運行報告書では内容が複雑であり、運行状況全体が把握できず、適正な運行が行われているか判断が困難であるため、月間の運行一覧表を作成されたい。</p>	措置済	<p>月間の運行一覧表の作成については、令和5年度の契約から、毎月の運行状況を容易に確認できるよう「月間運行報告書」の様式を追加し、運行業者へ運行月の翌月10日までに報告するよう指示した。</p>
指摘	22	P 101	学校教育課	<p>○スクールバスの適正な運行について</p> <p>運行報告書に、乗車予定児童が乗らなかったり、乗車名簿にない児童が乗車したとの記載があるため、適正な運行が行われるように指導するとともに、そのような事態が生じないよう改善策を検討されたい。</p>	措置済	<p>スクールバスの適正な運行については、令和5年度当初に、スクールバスを利用しない場合は運行業者へ確実に事前連絡するよう保護者への周知を行った。また、乗車名簿にない児童の乗車については、利用申込書の不備（利用児童の兄弟氏名の記載漏れ）が原因であったため、令和5年度からは、利用申込書受付時に利用児童生徒の兄弟の確認を行い、利用申込書に氏名の記載がない者がいる場合は、保護者へ確認することで、申込漏れが生じないよう改善を図った。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	23	P 103 ～104	学校教育課	○交通費補助の支給要件及び内容について 補助金交付要綱により補助対象経費を「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費」と規定しているが、「最も経済的」という基準は非常に不明確であり、また、この規定に基づき、貸切バス料金が高速バス料金よりも高いため、対象外とすることは極端な取扱いである。よって、担当課において大会毎に基準となる交通手段による交通費を算定し、これを超えた部分については自己負担とするような補助制度に変更すべきである。	検討・改善中	交通費補助の支給要件及び内容については、令和5年度末までに他市の事例を調査のうえ、変更すべきか検討を行う。
指摘	24	P 106	学校教育課	○事業評価について 事業評価において、読書量を目標値にするのであれば、時系列的な目標値と実績値の差異に対する原因を様々な方向から分析を行い、その差異について本事業がどの程度影響しているかを把握し、それによって事業規模を検討していくことが望ましい。	措置済	事業評価については、指標を改め適正な指標に基づいた分析を行う措置を講じた。
指摘	25	P 112	学校教育課	○宮崎市教育資金融資の現状に関する問題について 要綱第4条第2項に「九州労働金庫は預託された金額の1.5倍に相当する金額を融資するものとする」とあるが、令和3年度の融資額はこれを大幅に下回っているため、労働金庫あて厳しく指導、監督すべきである。	検討・改善中	宮崎市教育資金融資の現状に関する問題については、要綱第4条第2項にて示す「預託された金額の1.5倍に相当する金額を融資する」融資額を会計年度ごとの額と説明しているが、本来はこれまでの融資実行額を含めた総融資額を意味している。このことから、令和3年度における総融資額は大幅に下回っているとは言えず、適切に融資していると認識している。しかし、要綱における融資額の定義について会計年度ごとか総融資額か記載がないことから、認識に違いが生じないように令和5年度末までに要綱の改正を行う。
指摘	26	P 113	学校教育課	○九州労働金庫による預託金の運用実態の確認について 九州労働金庫内において当該預託金を特別口座として通常の現預金とは別途管理し、その口座の増減額を従来の教育資金融資の報告書と一緒に提出するよう、九州労働金庫に指導すべき。また、預託金が九州労働金庫内で滞留している場合は、その用途について実地調査を行うべきである。	措置済	九州労働金庫による預託金の運用実態の確認については、要綱第5条にて教育資金の運営状況について調査できるものとしているが、預託金の運用及び用途の実態を調査するものとしていない。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容	
	指摘	27	P 114	学校教育課	○九州労働金庫との随意契約の正当性について 九州労働金庫による教育資金融資の利用実績は要綱の内容とかけ離れた要綱違反の状態 で随意契約の正当性も失っている。また、本事業の預託先については、九州労働金庫以外の金融機関も視野に入れたところでの再検討を早急に行う必要がある。	検討・改善中	九州労働金庫との随意契約の正当性については、要綱違反の実態は無いほか、既に融資を行っているため、償還期間中は融資実行中であることから、正当であると考える。他の金融機関の提携については、教育ローンのニーズ等を踏まえ新たに事業化するべきか今後検討する。
	指摘	28	P 114	学校教育課	○預託金額の決定方法について 本事業の預託金額の決定についてこれまでのずさんなやり方を改め、翌年度の対象者の人数や融資金額等を合理的な方法により見積もり、それに基づいて預託額を決定すべきである。	措置済	預託金額の決定方法については、提携している金融機関と融資実績に基づき決定しているが、新規融資の平均を踏まえ、より合理的な積算を行う措置を講じた。
	指摘	29	P 116	学校教育課	○本事業に対する担当課の対応について 担当課は、本契約における要綱及び契約の内容をしっかりと認識し、本事業の目的を達成できるよう受託者を監督し、実態に応じた適正な預託金額の積算を行うべきである。	措置済	担当課は、本契約における要綱及び契約の内容を改めて精査し、預託額の積算について認識の誤りが生じないように要綱改正を行うなど、適正な事業管理に努めることとした。
	指摘	30	P 117	学校教育課	○事業評価について 本事業の評価においては現在の評価の指標を再検討し、適正な指標に基づいた分析をしっかりと行うべきである。	措置済	事業評価については、指標を改め適正な指標に基づいた分析を行う措置を講じた。
	指摘	31	P 130	学校教育課	○宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助申請における学校長の役割について 宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領の規定により、就学援助の申請は、各学校を通して行われ、各学校は提出された申請書に就学援助の必要性について学校納付金の納付状況など気付いたことを記入することとなっており、学校長は申請を希望する準要保護児童生徒の状況をしっかりと把握する必要がある。 しなしながら、学校長がほとんど申請にかかわっていないケースや、申請にかかわっているが、その内容を把握していないケースもあり、これらはいずれも要領の規定に反しているといえるため、担当課は各学校長に対して事務処理要領の内容及び本事業における学校長の役割を改めて周知し、それをしっかりと履行するよう指導すべきである。	措置済	宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助申請における学校長の役割については、令和5年6月15日付けで各学校長宛ての通知文書を発出し、事務処理要領の内容及び本事業における学校長の役割を改めて周知するとともに、確実な履行を求めた。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	32	P 131	学校教育課	○準要保護児童・生徒認定基準3について 認定基準に就学援助の対象者として「教育委員会が特に認める者」の規定があるが、学校長がこの規定を認識していないことには問題があり、担当課としても学校長に対する周知が足りていないと考えるべきである。	措置済	準要保護児童・生徒認定基準3については、一部内容の分かりにくい部分があったため、内容をより明確にするとともに、学校との意識統一を図るため、令和5年6月12日付けで具体例を示した内部資料の整備を行った。
指摘	33	P 132	学校教育課	○就学援助認定における非課税交通費の取り扱いについて 所得税法第9条第1項第5号に「給与所得者に対する非課税通勤手当」の規定があり、非課税通勤手当は給与収入から除外されることとなっているが、給与支払者によって非課税通勤手当を支給している場合とそうでない場合がある。仮に給与支払報告書の総支給額が同額の者がいた場合に、前者と後者とで所得金額が異なることとなり、それぞれがどちらに当たるのかも把握することができないため、取扱いに不公平が生じる。これを是正するため、申請者に非課税通勤手当の支給の有無及び通勤距離を申請させ、非課税通勤手当の支給がない者についても、所得から所得税法施行令第20条の2に規定される通勤距離に応じた金額を差し引くようにすべきである。	措置困難	就学援助認定における非課税交通費の取り扱いについては、所得税法第9条第1項第5号に非課税所得として「通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの」が規定されている。よって、通常の給与に加算して通勤手当等が支給されていない（非課税通勤手当が支給されていない）場合は、たとえ給与から通勤費相当額を負担したとしても、給与所得の金額の計算上、当該通勤費相当額を、非課税所得として給与等の収入金額から除外することはできないと解されることから、現在の取扱いは適切であると考えている。
指摘	34	P 133 ～134	学校教育課	○特別支援教育就学奨励費補助金対象の交通費の計算基準について 現在の基準「ガソリン1ℓについて10km走行で換算する」は、国土交通省が出している燃費平均値（令和2年度で24.1km/ℓ）と比較しても、ずいぶん燃費が悪く、この基準をそのまま放置することは経済性に反し、宮崎市の財政を圧迫する原因になる。よって、現在の交通費の計算基準を見直し、実態に則したものとなるよう改正すべきである。	検討・改善中	特別支援教育就学奨励費補助金対象の交通費の計算基準については、令和5年度末までに、国等の関連資料や見直しを行った場合の本市財政や補助対象者への影響等を調査したうえで、見直すべきか検討を行う。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	35	P145	教育情報研修センター	<p>情報教育アドバイザーとタブレット端末ヘルプデスクについて</p> <p>勤務状況や月に1度の報告会等について、仕様書の規定に違反している部分があるため、仕様書どおりの勤務の指導や、仕様書の見直し等を検討すべきである。</p> <p>情報教育アドバイザーの業務について事後フォローを行われたい。</p>	検討・改善中	<p>勤務状況について、仕様書の規定と実態が即していない点については、仕様書の見直しを行う。</p> <p>また、欠員が生じた場合の規定及び報告会がない月の対応に関する規定について、仕様書の見直しを行った。</p> <p>なお、情報教育アドバイザー業務のフォローとして、疑問や質問については、報告会等で詳細の聞き取りや回答を行っている。</p>
指摘	36	P152	教育情報研修センター	<p>機器運用支援業務委託について</p> <p>仕様書中に「学校に対し、不具合記録簿の作成を義務付ける。」とあるが、最近では提出がされておらず、記録簿の必要性がないのであれば、仕様書の規定を削除ないし変更されたい。</p> <p>また仕様書に、夏休み期間中にあたる第2期の定期訪問の際にはサーバー内の埃などの清掃を行い、それと合わせてサーバーのアップデートやセキュリティ修正パッチ適用状況を確認するものとあるが、実施後の報告書を確認した際に、未実施が多かった。</p> <p>平成21年度の包括外部監査においても指摘されていたが、仕様書通りの業務を指導されたい。また特別な事情がある場合は、特記事項に記載するよう指導されたい。</p>	措置済	<p>不具合記録簿の作成義務については、仕様書中の規定を削除した。</p> <p>また、夏休み期間中におけるサーバー内の清掃やサーバーのアップデート等については、仕様書どおりの業務を実施するよう指導を行った。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	37	P153	教育情報研修センター	<p>タブレット充電保管庫購入について</p> <p>物品契約において、指名競争入札の入札参加が見込まれる者から参考見積を取得しているケースがあった。契約においては、参考見積額と同額の設計金額が設定され、参考見積額の提出者が落札、落札率は98%以上であった。また、指名競争入札の指名業者は10社あったが、1社以外すべての指名業者が辞退し、実際1社入札になっている。「ある特定の1社が落札するよう他社が談合して辞退する。」と疑う向きがあってもおかしくない。これは競争入札の公正性及び入札者間の公平性の観点から重大な問題があると考えます。</p> <p>入札参加予定者からは原則として、参考見積を取得すべきではない。特に指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは、厳に禁止されたい。全庁的な検討が必要だが、参考見積を設計金額の積算根拠として利用する場合、原則として入札参加予定者以外の業者を含む複数の参考見積を取得すべきである。</p>	措置困難	<p>物品の指名競争入札においては、庁内のルールに沿って行っており、参考見積は担当課が入手し、入札の執行や指名は契約課が行っているため、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。</p> <p>また、令和5年度からは、庁内の庶務研修資料等に従い、複数業者から参考見積を取得することとしている。</p>
指摘	38	P163	保健給食課	<p>【給食事務運営費補助事業について】</p> <p>決算（見込）書の内訳欄に「【収入】（市補助金）と【支出】（小計A）の金額が一致すること」との注意書きがある。ここでいう【収入】（市補助金）とは給食事務運営費補助金のことであり【支出】は、当該補助金から支出された経費を指している。</p> <p>通常、給食事務運営費の金額は補助金の額を上回っており、補助金はすべて給食事務運営のために支出されなければならないという点を考慮すれば、市補助金額と補助金による支出額（小計A）は当然に一致するはずである。よって、このような注意書きはそもそも不要であると思われる。</p> <p>またこの注意書きの文言は、補助金が余った場合にも使い切るよう指示しているようにも受けとれるため不適切と思われる。（中略）</p> <p>早急に文言の改訂を行うべきである。</p>	措置済	ご指摘を踏まえて、当該注意書きを削除した。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	39	P165	保健給食課	<p>【小中学校給食室空調設備等点検清掃業務委託Aについて】</p> <p>仕様書の業務内容には、点検清掃作業を区分ごとに作業方法、使用機材が確認できる写真を撮影することとあるが、すべての作業、使用機材が撮影されているわけではなかったため、担当課に尋ねたところ、「本課としては、『点検』『簡易点検』『清掃』を区分と位置付けており、作業方法、使用機器が確認できる写真を撮影することとしているが、点検機器ごとや清掃箇所ごとの詳細の写真までは求めていない。作業内容の確認は、作業実績報告書により行っており、写真は補足的に提出を求めている。」という回答であった。仕様書に規定があるため、補足的なものであるならば、その旨を記載するか、どのような時に必要であるかを明記されたい。</p> <p>さらに、仕様書その他の7に、「改正フロン法に規定のある簡易な点検を計4回（内1回は夏季休業中の点検を代える）実施し、その点検記録（環境省・経済産業省が策定した『簡易点検の手引き』の簡易点検チェックシートに準ずるもの）を提出すること。」とあるが、簡易点検チェックシートにチェック漏れが生じていた。</p> <p>受注者は点検結果及び実施報告について、発注者の確認を得たときは、委託料の支払いを請求するものとするところがあるが、チェック漏れが生じているままで支払いを行うことは重大な契約違反となる。このようなチェックミスがないよう注意すべきである。</p>	措置済	<p>ご指摘を踏まえて、令和5年度契約の仕様書から記載内容を改めた。</p> <p>また、発注者の確認においては、チェックミスがないように、担当者の確認に加え、補助者による再確認を行なうこととした。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	40	P165	保健給食課	<p>【宮崎市学校給食産業廃棄物処理等の委託（金属くず）（50場）の委託料について】</p> <p>委託契約書には、予定数量4,000kg、基本単価44,000円/回（消費税込）と規定されているが、仕様書4においては、「契約は回数制による基本単価となっており、委託料は基本単価（消費税込）×1か月の収集回数（回）で算出した額とする。」と規定されている。予定数量は4,000kgで予定回数23回となっている。仕様書にしたがって計算すると、44,000円/回×23回と計算できるが、契約書では予定回数が規定されていないため計算できない。担当課に尋ねたところ、「これまでの資料等を確認し契約の経緯を調査したが、この契約方式になった経緯は不明だった。今後、単価契約の必要性も含め、現状にあった契約方法について検討する。」との回答であった。早急に、現状に合う契約書に変更されたい。</p> <p>さらに、当該契約書の印紙は44,000円/回×23回＝1,012,000円（税込）で判断し、400円が貼付されていると思われるが、印紙税の貼付の判断は税抜で行うため40,000円/回×23回＝920,000円（税抜）となり、印紙は200円となる。契約日から5年以内で還付手続きが取られるため受注者へ早急に連絡されたい。</p>	措置済	<p>ご指摘を踏まえ、令和5年度より契約書にも予定回数を明記し、総額を計算できるよう見直しを行った。</p> <p>印紙については、受注者へ連絡し、還付手続きについて案内を行った。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	41	P167	保健給食課	<p>【宮崎市田野学校給食センター配送事務委託について】</p> <p>令和2年8月1日から5年間の業務委託契約を締結しているが、今回の契約以前から仕様書に記載されている業務内容のうち、実際には行っていない業務や仕様書に記載されていない業務を行っていることが発見されたため、令和3年8月1日に発注者と受注者間で共通認識を行い、整理するための協議を行っていた。</p> <p>両者協議の結果、契約書の変更については次の契約更新時に行い、今回は議事録によりお互いの共通理解を図ることで両者が了解し、仕様書の変更や委託料の変更について検討はなかった。（中略）</p> <p>仕様書に記載されていない業務について、第16条を適用して協議がなされているが、仕様書は契約書の一部であることから、仕様書に記載されている業務内容を実際に行っていないことは委託契約書第1条第2項の重大な契約違反であると判断できる。</p> <p>さらに競争入札で入札者が決定し、委託料の積算にあたって詳細な各業務に基づく積算は考慮していないので委託料の増減は生じないという判断であるが、設計書の項目には修繕費、その他消耗品費等も含まれているので、形式的には競争入札の形はとってはいるものの、実質的には競争性が阻害され、指名競争入札制度が形骸化する恐れもある。</p> <p>したがって、仕様書記載業務と実業務内容との差異は契約違反であるため、早急に契約書の変更を行い、委託金額の検討も行うべきである。</p>	措置済	<p>委託料については、主に人件費や車両費などから積算している。</p> <p>人件費については、賃金センサス「営業用普通貨物自動車運転手」の九州7県の給与額平均を基に積算しており、その単位は「人月」となっており、配送に伴う作業1つ1つを積算したものではなく、運転手一月あたりの費用である。</p> <p>そのため、変更内容を発注者、受注者双方で確認し、契約額の変更は生じないことで合意済のため、委託金額の変更及び契約書の変更は現時点で想定していない。</p> <p>しかしながら、次の契約時には、ご指摘の内容を踏まえて、仕様書記載内容についての精査を行うこととする。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	42	P168	保健給食課	<p>【宮崎市田野学校給食センター配送事務の実施記録について】</p> <p>仕様書11において、「業務責任者は業務を実施した日の業務実施状況を記録し、宮崎市に提出するものとする。」と規定されているので、その実施記録を確認したところ、配送日誌に検印がなされていないものが見受けられた。漏れのないよう注意されたい。</p> <p>さらに、使用状況に入庫時メーターと出発時メーターの記録とその差である走行距離が記入されていたが、入庫時メーターと翌日の出発時メーターの差があるが、この差が何であるのかの記入がされていない。</p> <p>仕様書10(2)においては、「配送車両は給食配送以外の受託者の業務に使用してはならない。使用日時、使用業務、運搬品目を記載した書面により、宮崎市の許可を受けた時に限り、給食配送以外の業者に使用することができる。」と規定されているので、メーターが連続していない場合はその理由等を記載し、記録を残すべきである。</p>	措置済	<p>ご指摘の配送日誌について、令和5年4月より、配送前後の走行距離が明確に比較できるよう様式の見直しを行った。</p> <p>当該車両は、委託業務終了後、受託者の車庫に駐車され、翌日に車庫から学校給食センターに移動することとなっている。受託者車庫と学校給食センターの往復距離は概ね40km程度であり、これを著しく超過する場合は、その理由を配送日誌に付記することとした。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	43	P172	保健給食課	<p>【蒸気ボイラー借上料について】</p> <p>リース会社から見積書を依頼せず、販売店から見積書を徴取して販売店の見積書を参考に設計している。その見積書を確認すると、諸経費に運送費が含まれていたが、その運送費（松山～宮崎）は当該販売店との間での費用と考えられるため、この見積書は当該販売店から購入した場合の見積書だと考えられる。賃貸借契約書の特約事項には、期間満了後に再リースではなく、現状有姿にて蒸気ボイラーを貸借人に無償譲渡するものとする規定があるので、購入を考えることもできる。そうすると、この見積書の購入金額はリース料総額より低い価額となっており、販売店より購入する方が経済的である。</p> <p>さらに、当該設計書はこの見積額にリース料率を乗じて予定価格を決定しているがリース率の算定について担当課に尋ねたところ、「過去の入札実績や物価資料等と参考に設計している」との回答を得た。リース料の算定によっては、金額が大きく変わる可能性がある。</p> <p>以上のことから、リース契約を採用する場合、リース契約の合理性を確保するため、期間満了後も含めてリース物件の価格を十分調査して記録を残し、明確にしておき、予定価格を算定する際のリース料率についても物価資料等の根拠を明確にする必要があると考える。予算制約上、予算の平準化の観点からリース契約を選択する場合であっても、購入により調達金額とリース総額の比較検討を行い、リース契約の合理的理由を示しその検討資料を保存すべきである。</p>	措置済	<p>高額な調理機器については、予算平準化のため、無償譲渡を前提としたリース契約としている。</p> <p>リース契約満了後は、機器点検や故障頻度、メーカーサポートの状況を確認しながら、可能な限り長期間使用することにより、予算削減に努めているところである。</p> <p>ご指摘を踏まえて、予算要求時に、購入とリースの費用比較を行った上で、総合的に判断を行い、その記録を保存することとした。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	44	P172	保健給食課	<p>【宮崎市立瓜生野小学校給食室屋上防水改修工事の工事保険証券添付漏れについて】 受注者より給食室の屋上防水改修工事を行うため、契約保証金として公共工事履行保証証券の提出があった。 工事期間が令和3年7月6日より令和3年9月10日までとなっているのに対し、工事の保険付保内容証明書の保険期間が令和3年9月1日までとなっていたため、問題がないのか担当課に尋ねたところ、「1年間を保険期間として受注者が継続して加入する当保険においては、内容証明書の保険期間の令和3年9月1日から工事期間である9月10日までについて工事保険に入っていたが、保険の更新時期であったことから、更新後の確認書類の添付を漏らしていた。」との回答を得た。 契約の履行性の確保という契約保証金の趣旨からすれば保険期間の更新時期には注意を促し、更新後の保険証券を入手し添付されたい。 契約に係る履行保証期間については、契約内容の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めるべきである。</p>	措置済	<p>ご指摘を踏まえて、工事担当課と当該事例についての情報を共有し、公共工事履行保証証券の保険期間の確認について、書類提出時に適切に行なうよう依頼した。 さらに、当課においても工事担当課とあわせて確認することによりチェック体制の強化を図った。</p>
指摘	45	P 178	生涯学習課	<p>学校支援コーディネーターの報告書について、内容を確認し適切な指導を行うべきである。</p>	措置済	<p>学校支援コーディネーターの報告書について、毎月各学校長及び教頭に確認していただいた上で提出してもらっている。本市が受領した際、内容に疑義が生じた場合は、内容の確認を十分に行い、必要な指導を行っていく。</p>
指摘	46	P 179	生涯学習課	<p>学校支援コーディネーター事業の予算規模は大きくないものの、費用対効果の見地より、関係職員の職務負担を考慮して本事業は廃止すべきである。</p>	措置済	<p>学校支援コーディネーターについて、令和5年度末で廃止予定。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	47	P184	生涯学習課	補助金精算における適切な事務処理について報償費にそれ以外の支出項目を入れることを認めてしまうと、本事業の補助金交付の対象となるかどうかの判断が曖昧になってしまう。そのため補助金の精算にあたって適切な処理を行うよう指導されたい。	措置済	宮崎市青少年育成連合会の理事会に出席し、補助申請・実績報告の記載方法など支出項目も含め説明を行った。
指摘	48	P185	生涯学習課	加納地区青少年育成協議会の会長役員手当5,000円が報償費として支出されて、担当課はその支出を認めている。しかし、「報償費」は前記のとおり「講師及び指導者等への謝礼金」であり、役員手当はこれに含まないと解される。従って、当該支出は認めるべきではなく、補助金90,000円のうち5,000円の返金を行う精算を求めるべきである。	措置済	宮崎市青少年育成連合会の理事会に出席し、補助申請・実績報告の記載方法など支出項目についても含め説明を行った。 本件については、支出の内容としては認められる人件費を費目を誤って報償費として計上しているため返還は求めない。
指摘	49	P185	生涯学習課	ア：高岡地区青少年育成協議会の決算書において、より詳細な決算書の記載を求めるとともに、決算額の算出根拠となる領収書等の原資料の調査も検討されたい。 イ：本郷地区青少年育成協議会の決算書において、抽象的な記載であり、内訳詳細が分かる記載をするように指導すべきである。	措置済	宮崎市青少年育成連合会の理事会に出席し、補助申請・実績報告の記載方法等について説明を行った。 領収書の提出も求めている。
指摘	50	P190	生涯学習課	令和3年度家庭教育学級消耗品購入において、各学級が購入した消耗品の内容からだけでは年間計画の上での購入なのか、学級講座以外の目的で利用する消耗品の購入であるかを判断することができない。学級講座を中止したにもかかわらず、消耗品を購入した理由書を各学級に提出させるなどの措置をとられたい。	措置困難	家庭教育学級事務説明会の中で、消耗品費については家庭教育学級のために使用するよう説明しているため、それ以外の目的で使用しているとは考え難い。 また、講座が中止となっても事前準備は必要である。理由書等の提出は教職員の業務負担も考慮すると不要と考える。
指摘	51	P198	生涯学習課	宮崎市社会教育委員の報酬及び費用弁償に関する要領について 会議や研修会等の時間の變更に正当な理由がある場合には、訂正理由等を出席証明書に記載するよう検討されたい。さらに、証明書の日付の誤りが見受けられたが、委員報酬を証明する重要文書であるため、誤りのないよう注意すべきである。	措置済	会議の開催時間については、実績時間を記入した出席証明に正確に記し、宮崎市社会教育委員の報酬及び費用弁償に関する要領に基づいて誤りなく報酬の支払いを行っていく。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	52	P 198	生涯学習課	生涯学習課公用車の給油券整理簿について給油券が2種類あるのであれば、管理簿を分けたり、使用者や使用目的を記載するとともに書き損じや破棄の場合はその事由を記載すべきである。	検討・改善中	令和4年度から社会教育係が中央公民館から生涯学習課内に配置換えとなったため、給油券は1冊となった。管理簿は支払時の確認用として利用しているが、利用者の記載等については検討していく。
指摘	53	P 201	生涯学習課	教育研修会収支決算書について収支決算書の注意書として「領収書の合計は委託金の金額と同額になるようにしてください。」との記載あり。委託金は使いきるようにと指示しているとも捉えられるので、そのような不適切な記載は控えるよう指導すべきである。	措置済	宮崎市PTA協議会に対し、不適切な記載は控えるよう指導を行った。
指摘	54	P 208	生涯学習課	放課後子ども教室の教育活動サポーターの謝金が最低賃金を下回っているため、金額の見直しを検討されたい。 放課後子ども教室の開催月数とコーディネーターへの謝金における実績月数に相違が見受けられた。規約等を見直し統一化を図るべきである。	検討・改善中	謝金については、仮に単価を上げた場合、予算を確保する必要があるため、上げるか否か予算要求時に検討する。 教室が開催されていない月であっても、コーディネーターは、シフト作成、開催内容や書類作成等の業務を行っていただければ、謝金支給の対象となるため、開催月数と相違が見られる。そのため、委託事業内容報告書にて、その旨が分かるように記載するよう指導した。
指摘	55	P 213	生涯学習課	放課後児童クラブのパート職員（補助支援員や登録支援員）の出勤簿における「扶養調整」の記載について、当該職員の都合で勤務時間を調整することなく、シフト決定後に調整のための変更がないよう勤務時間を決定されるよう指導されたい。	措置済	扶養調整を行うかについては、各家庭の事情もあるため、放課後児童クラブのパート職員に委ねられている。しかし、子どもたちが安心して過ごせるための重要性を鑑みて、扶養調整も踏まえた上でシフトを決定するよう指導していく。
指摘	56	P242	生涯学習課	中央公民館の清掃作業員の名札の着用は仕様書に記載された事項の為、事業者に対し名札の着用を指導すべきである。	措置済	中央公民館の清掃事業者に対し作業員の名札の着用を指導した。
指摘	57	P242	生涯学習課	過年度の書類等について、保存期間内のものについては書類棚等に適正に整理、保存し、保存期間を超過したものについては速やかに処分すべきである。	検討・改善中	令和4年度中に廃棄分の書類等をまとめ、順次廃棄している。
指摘	58	P243	生涯学習課	中央公民館の倉庫等について、現在放置されているものについては、出来るだけ早急に処理を行い、適正な備品や予備品等の管理を行うべきである。	検討・改善中	破損し長期間放置してある美術品については、修繕の為文化・市民活動課が回収している。その他の備品については現時点で使用するもの、廃棄するものを検討中であり、廃棄する備品については順次対応していく。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	59	P244	生涯学習課	備品台帳一覧にPCの記載がなかった。担当課に指摘したところ、「早急に、備品登録を行い、不備を解消する。」との回答があった。	措置済	講座用パソコン12台について備品登録済。
指摘	60	P 245	生涯学習課	宮崎市立図書館警備業務委託の仕様書には「常時1名配置すること。」との記載はあるが、当施設は延床面積が約6,409㎡、利用者が年間217千人おり、宮崎市民生活にとって重要な施設であることを考慮すると、平常時ももちろんのこと、非常時にも十分に対応できるように必要な人数を確保すべきである。	措置済	延床面積約6,409㎡のうち、約半分はバックヤード等で一般利用者は使用できない。また、館内には常時事務職員が滞在しており、問題が発生した際には、館内警備員や警備委託業者と連携し、対応を行っている。 現在まで、平常時、非常時ともに大きな問題が発生したことはなく、現体制での警備で支障はないと考える。
指摘	61	P 246	生涯学習課	宮崎市立図書館清掃業務の清掃日誌が適正に記録されていない。記載漏れ等について指摘しなかったことは問題であり、市は受注者の履行を適正に検査できるように検査体制等を見直すべきである。	措置済	清掃については、清掃日誌の記載に漏れ、誤記等がないか、清掃箇所は正しく業務が行われているかを複数人で確認するよう改善を行った。
指摘	62	P 248	生涯学習課	宮崎市立図書館の清掃業務確認表に、主任者の押印があるが従事者の中に主任者がいない日がある。主任者が何らかの理由で従事できない場合には、代替りの者が主任者となり清掃の状況を判断し、代替りの者が確認表に押印すべきである。	措置済	主任者に加えて副主任を置き、主任不在の場合は、副主任が作業当日の状況を把握、確認し、作業終了後、副主任の印鑑を押印するよう改善を行った。
指摘	63	P 248	生涯学習課	宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準は「2（3）不用資料」の「利用頻度が低くなったもの」といった曖昧な表現を排除し、一定の明確な基準を設け、図書資料の適正な管理を図るべきである。	検討・改善中	宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準については、内容を精査し、より明確に除籍業務、図書管理が行えるよう、関係部署で協議、検討を行う。
指摘	64	P 252	生涯学習課	図書の未返却者に対しては、督促状を送付し貸出を停止するのみであり、半年を超えるような長期の未返却者や返却の見込みが無い者に対する規程や罰則がない。図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法等を定めるべきである。	検討・改善中	図書の未返却者に対する対応については、他市町村の状況、規程等も調査しながら、関係部署で協議、検討を行う。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	65	p269	文化財課	業務の第三者への再委託について 宮崎市でも、再委託について、社会通念上不適切とされるもの等について一定の基準を定めるべきである。また、再委託の承認についても、再委託先の入札関係、契約書等について担当課で一定の書類を作成及び保存することにより、不正等が生じないように注意すべきである。	検討・改善中	業務委託契約については、委託業務の全部を一括して再委託することを禁止しているが、発注者の承諾を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託することができることと規定している。 再委託を承認する際、社会通念上不適切とされる基準は定めていないが、関係課と協議し、契約書類等への追記が必要な事項がある場合は、随時、対応することとしている。 また、文化財課での再委託の承認については、不正等が生じないように、再委託の業務内容及び再委託先の一覧を作成し、また実際に契約書等の書類をチェックした日付を記入し、保存することとしている。 再委託において必要と認められる基準については、今後、担当課と対応を検討していく。
指摘	66	P278	企画総務課 保健給食課	【学校納入金の公会計化の実現に向けて】 給食費・教材費等の学校納入金の公会計化の実施に向けて検討されたい。	措置済	給食費・教材費等の学校納入金の公会計化については、令和5年5月に「学校給食費会計制度検討委員会」を設置し、公会計化の検討に着手したところ。今後、他自治体の事例把握など、情報収集に努めていく。
指摘	67	P282	企画総務課	【教材納入業者の領収書について】 教材納入業者の領収書について、教育委員会から印紙貼付について指導すべきである。 現金払いを少なくして、銀行振り込みを推奨し、FAXやPDFで作成された領収書を保存するよう指導されたい。	措置済	学校が納入業者から領収書の交付を受ける際には、印紙税法に則った印紙の貼付がされているか確認を行うよう、学校に対して指導を行う。 また、現金払いを少なくするための方策として、ネットバンキングの活用を検討中である。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	68	P282	企画総務課	<p>【教材納入業者からのリポートについて】 購買会計の教材納入業者からのリポートについて、繰越金が多額になっている例があった。教育委員会事務局は、学校納入金等取扱マニュアルに益金を受け入れることがないよう規定を改善すべきである。</p>	措置済	<p>本件で指摘のあった購買会計については、学校ごとのPTAにおいて管理執行されるものであるため、教育委員会は、是正し、又は指導する立場にはない。 各学校の購買会計の益金については、業者の販売を代行又は業者から購買部が仕入れて販売する際の手数料としての側面もあり、また、売店運営のために必要な人件費も賄わなくてはならないことから、教育委員会として、益金を受け入れないようマニュアル等で制限することは適当ではないと考える。 なお、自主的な対応として、学校と市PTA協議会に情報共有を行う。</p>
指摘	69	P283	企画総務課	<p>【学校納入金に係る事務作業に対する報酬財源と報酬の源泉所得税の取扱いについて】 学校納入金に係る事務作業に対する報酬財源について、学校予算から支払うことを検討すべきである。源泉所得税の取扱いについて、源泉徴収漏れを防ぐため、雇用契約書を作成し、源泉徴収について記載するか、源泉徴収の事務マニュアルを整備し、徹底するよう指導すべきである。</p>	措置済	<p>本件で指摘のあったPTA雇用職員の報酬財源については、本市の小中学校における学校納入金に係る事務が、学校ごとに、学校とPTAとの協力関係のもとでなされているもので、直ちに不適切というものではないと考えている。 また、現時点では、PTA雇用職員の源泉徴収の取扱いについては、学校ごとのPTAにおいて管理執行されるものであるため、教育委員会は、是正し、指導する立場にはない。 なお、自主的な対応として、学校と市PTA協議会に情報共有を行う。</p>
指摘	70	P283	企画総務課	<p>【簿外となっている退職金積立金について】 簿外となっている退職積立金について、退職積立金も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。さらに、退職手当も学校自体の運営資金から払うべきものであるかどうかとも検討すべきである。</p>	措置済	<p>本件で指摘のあったPTA雇用職員の退職積立金については、学校ごとのPTAにおいて管理執行されるものであるため、教育委員会は、是正し、又は指導する立場にはない。 なお、自主的な対応として、学校と市PTA協議会に情報共有を行う。</p>

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	71	P283	企画総務課	<p>【現金及び預金通帳等の管理について】 現金及び預金通帳の管理について、金庫日誌の作成を適正に実施されたい。学校長に対しても改善を指導すべきである。売店における現金出納帳の作成も併せて指導すべきである。</p>	措置済	<p>金庫日誌及び現金出納簿については、学校納入金等取扱マニュアルに取扱いを定めており、学校長に対しても、毎年度、年度当初に校長会にて、マニュアルに沿った厳正な取り扱いをするよう指導を行っている。今後も、校長に対し、機会あるごとに指導を継続していく。</p>
意見	1	P33	企画総務課	<p>【学校林売払いに関する資料の管理について】 学校林売払いに関する資料が支出の資料とは別個に管理されており、最初に提示されなかった。事業の全容が分かりにくいいため一緒に綴じておくことが望ましい。</p>	対応済	<p>支出の際には、支出に関する資料のコピーをとり、学校林売払いに関する資料に必ず添付し、事業の全容が分かるよう、一緒に綴じておくようにする。</p>
意見	2	P33	企画総務課	<p>【学校林売払収益金の他校での一時利用について】 基本的には契約通り当該学校の費用に充てるが、これらの学校で現在特に必要なものがなく、他の学校でより優先度の高い（危険性が高い等）施設の整備や修繕がある場合は、当該学校に使う権利を残しつつ、他校でもその資金を利用できるような柔軟な運用を検討されたい。</p>	対応済	<p>学校林は、学校の職員や児童生徒、地域住民が、学校の将来の児童生徒のために、草刈りなど必要な維持管理作業を担ってきたことや、契約書に、将来の収入は当該学校の経営費に充当するものとされていることなどから、今後も、基本的には契約どおり当該学校の費用に充てるものとする。 なお、毎年度当該学校の希望を調査し、必要な施設の整備や修繕に利用していくこととする。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	3	P34	企画総務課	<p>【事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約における仕様書について】</p> <p>仕様書ではプラスチック容器包装の収集は「1月に2回程度」とされているが、報告書によると年間平均1か月に1回程度しか収集されておらず、月によっては0回の場合もある。また、その他資源については「2月に1回」と仕様書に記載されているにもかかわらず、報告書にはこれを表す表記が見当たらない。</p> <p>実績がなければ支払いは発生しないとのことであるし、留意事項として各学校への配布文書に記載されており、対応はされていると思われるが、現状の仕様書では見る者に誤解を与えかねない。よって仕様書にその旨を記載するか、別紙として添付する等、上記の内容がはっきり分かるように仕様書を改訂することが望ましい。</p> <p>また、プラスチック容器包装の収集については、「1月に2回程度」との記載は現状に即していないため「1月に1回程度」とした方が良いと思われる。</p>	対応済	<p>留意事項の記載事項を、契約時の仕様書にも盛り込むこととし、「〈その他資源〉はこれまで収集実績なし」と記載するなど、過去の収集実績を踏まえた仕様書とする。</p> <p>また、プラスチック容器包装の収集は、令和6年度から「1月に1回程度」に改める予定。</p>
意見	4	P40	学校施設課	<p>落雷に伴う部品交換費用について</p> <p>落雷に伴う部品取替費用も宮崎市民の税金で賄うものであるため、無駄な支出を防ぐために高額な設備等について災害に対する保険を全庁的に検討されたい。</p>	対応予定	<p>意見を踏まえ、高額な設備等については保険対象となるよう、公有財産台帳に登録することを検討する。</p>
意見	5	P40 ～41	学校施設課	<p>PFI事業契約における契約保証金の取扱いについて</p> <p>契約保証金の取扱いについて、財務規則第105条第1項第8号の規定により改正する必要がないと判断しているが、同号の「随意契約を締結する場合において」「当該契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がない」「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない」の要件を満たすかどうか、各々慎重に判断すべきであり、根拠となる資料を添付の上、いかなる判断をしたのかを報告書にまとめ、記録を残されたい。</p>	対応済	<p>意見を踏まえ、報告書にまとめ記録を残すこととする。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	6	P45	学校施設課	<p>指定避難所の早急な補修について 学校施設は児童生徒などが一日の大半を過ごす学習生活の場であり、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を担うことから、安全性の確保が特に重要である。</p> <p>不具合があった場合に保全を行う「事後保全」ではなく、計画的に修繕等を行う「予防保全」へのシフトが求められるので、指定避難所にひび割れや浮き、タイルの剥がれ等の劣化や損傷がある場合には、優先して早急に補修を行われたい。</p>	対応済	<p>現在、宮崎市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等を行う「予防保全」型の施設管理を実施している。</p> <p>今後も引き続き、計画的に修繕等を行う「予防保全」型の施設管理を実施し、学校施設の安全性を確保していく。</p>
意見	7	P46 ~47	学校施設課	<p>小中学校プール環境改善について 学校施設課において、適切な優先度評価がなされているとも考えられるが、いずれの要求も修繕の必要性はあるものの、その多くについては対応が追い付いていない状況がうかがえる。</p> <p>施設の修繕工事を実施するためには、予算措置を伴うために財政的な考慮が不可欠だが、良好な環境維持のためには修繕補修等は不可欠である。学校からの改善要望や施設整備ヒアリング等を勘案し、現状を十分に把握して必要な予算配分が適切に行われるよう努力されたい。</p>	対応済	<p>これまでも、学校からの改善要望や施設ヒアリング等を勘案し、現状を十分に把握して必要な予算配分が適切に行われるよう努力してきている。</p> <p>しかしながら、施設の修繕については、優先順位のもと進めているが、財政的なこともあり、全てに対応が追い付いていない状況である。</p> <p>今後も、適切な施設の維持管理に努めていくと共に、修繕に必要な予算配分が適切に行われるよう努力していく。</p>
意見	8	P48	学校施設課	<p>前金払いについて 前金払いの支払要件につき、支払の可否が形式的かつ明瞭に判定可能な体制を整備し、誤りなく正確に前金払いの可否の判断を行い得るような体制を整備されたい。担当課は前金払いを行う際、支払要件の充足性をどのようにチェックしたのかについて前払金の明細を報告書として添付調査し、記録を残されたい。</p>	対応困難	<p>公共工事等の前金払いについては、宮崎市財務規則第70条で定められている。</p> <p>公共工事等の前金払いを行う際は、宮崎市財務規則第70条第2項の規定に基づき、工事請負代金前金払請求書に、登録を受けた保証事業会社の保証証書が添付されているか複数人の職員で確認を行っている。</p> <p>また、工事請負代金前金払請求書及び保証証書は、一件書類に綴り残している。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	9	P49 ～50	学校施設課	<p>学校施設のトイレ洋式化の推進について 学校施設のトイレ洋式化について、都道府県別でみると、宮崎県の洋式化率は43.4%で、全国47都道府県のうち43位となっている。さらに、宮崎市においては洋式化率が34.8%であり、かなり低い率となっている。</p> <p>洋式化と併せて、床面を湿式から乾式（ドライ方式）にすることで、清掃の最後の水まき作業が不要となり、雑菌の繁殖が抑えられるため、感染リスクの低減化対策としても今後、トイレの改修の必要性がさらに高まると見込まれる。</p> <p>老朽化対策とともに、トイレ改修を含めた公立学校施設の教育環境改善を進めていくよう取り組まれない。</p>	対応済	<p>トイレの洋式化については、内装を含めトイレの全体的な改修を行う「小・中学校トイレ改修事業」と、和式便器を洋式便器に取替える洋式化に特化した「小・中学校トイレ洋式化推進事業」の2つの事業を毎年度実施している。</p> <p>現在の計画においては、宮崎市学校施設長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化を進めており、全国平均を上回れるよう、今年度よりスピードアップを図っている。</p> <p>今後は、「小・中学校トイレ洋式化推進事業」を重点的に進め、児童生徒が利用しやすいトイレの洋式化を進めていく。</p>
意見	10	P 5 1	学校教育課	<p>○非常勤講師の配置数について 児童生徒に応じたきめ細やかな学習指導充実のため、非常勤講師の配置数を増やす方向で検討する必要がある。</p>	対応予定	<p>これまでの成果を分析して、適切な配置について検討する。</p>
意見	11	P 6 2	学校教育課	<p>○スクールアシスタントの配置数や活動時間について 全学校アンケート等の結果を踏まえ、配置校や活動時間を増加させる方向での検討をすべき、また、報告書の記載内容まで十分に検討し、スクールアシスタントの質向上への工夫も検討すべきである。</p>	対応予定	<p>令和6年度のスクールアシスタントの運用について、校内教育支援教室指導員の配置などの他の事業と、総合的に効果的な不登校支援ができるように、検討していく。</p> <p>また、令和5年度のスクールアシスタント研修で、資質向上につながる研修を計画する。</p>
意見	12	P 6 2	学校教育課	<p>○スクールアシスタントに対する助言指導等について 業務実施記録簿の内容を丁寧に確認した上で、配置校と協議し、スクールアシスタントに対する個別助言や指導等を行うべきである。</p>	対応予定	<p>業務実施記録簿を定期的に確認し、事業の充実のために、学校やスクールアシスタントに必要な指導・助言を行う。</p>
意見	13	P 6 2	学校教育課	<p>○中学校校外生徒指導対策協議会の実施報告書の内容について 事業実施報告書の内容が充実している中学校と簡素すぎる中学校があるので、報告内容をチェックしてしかるべき指導を行う必要がある。</p>	対応予定	<p>中学校校外生徒指導対策協議会の実施報告書の内容については、意見のとおり学校によって偏りがあることから、記載例を示すなどの対応を行う。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	14	P 6 3	学校教育課	○小中学校スクールカウンセリング等事業に関する支出における購入備品の内容と本事業との関連性について 購入物品の納入場所の記載に不足があると思われるため、より分かりやすく記録を残す必要がある。	対応済	小中学校スクールカウンセリング等事業の支出における、購入備品の内容と本事業との関連性については、備品を本課で納品後、必要とする場所へ移設した際、財務会計システム及び備品シールにて設置場所を明示している。
意見	15	P 6 7	学校教育課	○学校における法律相談事業の有効活用について 学校では保護者からのクレーム等で悩みが増えており、本事業による法律相談も担当課を通じてスムーズに実施できていることが確認できた。今後も相談件数の増加が予想されるので、しかるべき予算が必要になる。	対応済	本年度も、予算を確保し、学校からの相談に対応できるようにしている。
意見	16	P 6 9	学校教育課	○生活・学習アシスタントの校外行事に関する経費に関する証明書や添付書類の適正化について 経費変動理由についてどう負担割合が変更になったのか計算式等の説明記載がないため客観的合理性の事後検査が困難である。理由記載の仕方を検討されたい。	対応予定	経費の変動については、体調不良等による不参加者の発生に伴い、貸切バス代を参加人数で除した金額が変更されることが主な原因であり、添付資料で人数が変更となったことは確認できるが、理由を記載した方が分かりやすいため、今後は理由を明記するように形式を検討する。
意見	17	P 7 1	学校教育課	○医療的ケア児童生徒支援事業の次年度体制について 市内の小中学校にも一定数の医療的ケアが必要な児童生徒がおり、必要な事業であるが、まだ体制が十分に整っておらず実績が少ないため、前年度の内容を十分に検討したうえで次年度の体制等を構築する必要がある。	対応済	市内小中学校における医療的ケア対象の児童生徒の把握に努めるべく、医療的ケア等コーディネーターと密に連携を行い、必要な体制整備を行っている。今後も、内容を十分に検討し整理した上で医療的ケア連携協議会等で、支援体制づくりの構築及び充実を図っていきたい。
意見	18	P 7 4	学校教育課	○学校関係者評価委員制度の形骸化について 学校運営協議会の活動状況と比較すると、学校関係者評価委員による学校評価は、形骸化しているためコミュニティ・スクール推進事業への移行をより積極的に推進する必要がある。	対応済	令和2年度からコミュニティ・スクール推進事業への移行を実施しており、令和5年度から全27中学校区においてコミュニティ・スクール推進事業に移行した。
意見	19	P 7 7	学校教育課	○校務支援システム改善に向けての働きかけについて 宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会に対し、様々な課題を積極的に提示してその対策を協議し、改善策を速やかに実行するように働きかけることを検討されたい。	対応済	同システムは県内すべての小・中学校で、共同で調達し、利用しているため、個別の提案・要望に対応することについては時間がかかると思われるが、各学校からの要望や提案は、同システム共同調達・運用協議会に適宜伝えていく。年に1回行われる協議会総会においても、意見を伝える。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	20	P 104 ～105	学校教育課	○児童生徒各種大会出場補助金交付要綱第7条について 要綱第7条の「補助対象大会の派遣の終了後30日以内」の文言は、「事業完了日から30日以内」を直ちに連想させるものではなく、誤解を生じうるとされるため、要綱の文言に「事務完了の日」と追加するか、もしくは「大会終了日後60日以内」のように大会終了後の事務に要する期間を見積もった期限を設ける等、申請期限が明白になるよう要綱の文言を訂正することが望ましい。	対応済	児童生徒各種大会出場補助金交付要綱第7条については、令和5年度から以下のとおり改正を行った。 改正後 「前条の承認を受けた者は、事業を完了したときは、その日から起算して30日以内又は派遣日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに・・・。」 改正前 「前条の承認を受けた者は、補助対象大会の派遣の終了後30日以内又は派遣日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに・・・。」
意見	21	P 109	学校教育課	○百科事典ポプラディアの全小学校一律予算配付について 当該書籍は全小学校一律に購入しているが、一括購入で安価となった訳でもないため、必要性についてアンケートを行い必要とする学校にのみ配付し、それ以外の学校については、図書費として配分した方が予算をより有効に活用できるものとする。	対応済	学校図書館に求められる機能として、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの役割がある。第4学年の国語科学習では、「百科事典での調べ方」の学習を行うことになっており、本百科事典が必要である。授業の際、学級担任と学校司書が協働で本百科事典を使用した学習を展開できるようにするため、学校司書を対象に研修会を実施し有用性と活用方法についての説明や演習を行った。今後も引き続き、活用促進に向けて学校への指導・支援を行いたいと考える。
意見	22	P 119	学校教育課	○預託金と新規融資の差額の有効な活用方法について 2億円もの資金をただ塩漬けにしているのであれば、教育資金の利子補助制度を検討していただきたい。	対応予定	預託金と新規融資の差額の有効な活用方法については、教育資金の融資を実行しており塩漬けしている認識はないが、利子補助制度については、新たに財源を確保する必要があることから効果性等を踏まえ今後検討する。
意見	23	P 134 ～135	学校教育課	○就学援助における給食費の支給方法について 給食費に対する就学援助費について、支給を受けているにもかかわらず、給食費を滞納するといった問題を解決するため、保護者ではなく、学校に直接振り込む形を採ることが望ましい。	対応済	就学援助における給食費の支給方法については、保護者口座への振込が原則となるが、給食費滞納の問題を抱える学校が、その解決のため学校PTAの了承を得たうえで学校口座への振込を希望する場合は対応している。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	24	P136	学校教育課	<p>○部活動指導員の活用と部活動の状況把握について</p> <p>教員の負担軽減を進める観点からも、部活動指導員を活用する余地のある学校・部活動を把握した上で部活動指導員を任用する必要がある。推薦や配置希望のない学校に対し、それらをしない理由を調査するとともに、改めて制度の周知を行うなど積極的に外部人材等の活用を促されたい。</p>	対応予定	部活動の地域移行に伴い部活動指導員は貴重な存在となる。9月から部活動に関する学校訪問を実施し、各学校の現状と部活動指導員の活用について意見交換を行う。今後、積極的に外部人材を活用していきたい。
意見	25	P137	学校教育課	<p>○部活動指導員の勤務時間等について</p> <p>指導力の高い部活動指導員に学校が上限以上の活動回数を希望しても、それ以上の活動は謝金の対象外になるため、年間の時間は見直すべきことを検討されたい。また、部活動指導員制度の認知度を高めていくとともに確実な人材確保に努め、学校への任用を進められたい。</p>	対応困難	国、県からの補助を受けての事業であり、時間の制限もある。また、部活動は平日4日、2時間程度、休日は1日、3時間程度と制限があるので時間を増やすのは困難である。
意見	26	P141	教育情報研修センター	<p>教職員の研修環境について</p> <p>全教職員必修の研修は、全教職員がいつでも何度でも視聴できる環境を整備する必要がある。それにより、各教職員のスケジュールを調整する必要なく研修の時間を確保し、全教職員が受講可能な研修を準備することができる。</p> <p>オンラインやオンデマンドによる研修など、教職員の研修環境についても、さらに環境変化に対応できるよう検討されたい。</p>	対応済	オンライン研修については、校長や事務職員を対象とした危機管理研修を令和5年5月26日に、管理職を対象としたコンプライアンス研修等を5月30日に実施した。また、授業のビデオを活用したオンデマンド研修についても、6月2日の国語科研修、6月20日の算数科研修にて実施している。今後、教職員のニーズ等を踏まえながら、オンラインやオンデマンドによる研修も取り入れていく。
意見	27	P141	教育情報研修センター	<p>働き方改革に向けた教職員の意識改革の研修の充実について</p> <p>働き方改革は教職員のためだけでなく、子どもたちへの影響も大きく相乗効果があるという意識改革が重要であり、教職員への研修等を通じてその点も周知されることを望むものであるが、「働き方改革研修は、教育情報研修センター主催においては実施しておらず、研修の予定もない。」とのことであった。しかし、教職員研修運営事業の重点課題研修として取り組んでいただきたい。</p>	対応予定	働き方改革に関する研修については、今年度実施する予定はないが、次年度の研修において「タイムマネジメント」をテーマとした内容の研修を検討中である。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	28	P142	教育情報研修センター	<p>教職員研修運営事業における旅費規程について</p> <p>旅費規程を閲覧したところ、宮崎市旅費支給条例に基づき積算していたが、役職区分ごとに、日当、宿泊料、食卓料に違いがあることや宿泊料を甲・乙地方に分けていること、また食卓料という項目があることには見直しが必要であると考え。役職区分ごとに食卓料として金額が異なることや宿泊料を地方ごとに分けることは、時代にそぐわない。</p> <p>よって、市民の税金を原資とした経費であることを踏まえ、全庁的な検討が必要であるが、少しでも安く抑えることを念頭に旅費規程を見直し、実費精算をすることを徹底することを考えられたい。</p>	対応困難	<p>旅費規程における積算方法については、人事課並びに関係課により全庁的に定められているものであるため、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。</p>
意見	29	P143	教育情報研修センター	<p>講師に対して旅費・報酬を支払う際の源泉徴収について</p> <p>講師に支払う旅費あるいは交通費は、報酬の一部として、原則源泉徴収が必要（所得税法204条1項、所得税法基本通達204-2）。ただし、交通機関やホテル、旅館等に直接支払われ且つその金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、源泉徴収しなくても差し支えない（所得税法基本通達204-4）とされている。つまり、源泉徴収しなくてもよいのは、担当課から交通機関等に直接支払われるケースに限定されている。</p> <p>交通機関やホテル等から「担当課宛での領収書」を精算するケースにおいては、形式的には直接支払いとは言えないものの、「担当課宛での領収書」に基づく処理であるため、実態としては直接支払いと同視できることから、源泉不要である。ただし、「講演者宛での領収書」を担当課が受け取り精算する場合は、直接支払いと同視できないため注意され、参考にされたい。</p>	対応済	<p>講師の旅費については、本課が旅行代理店を通じて旅券の手配を行い、講師へチケットを現物支給する場合と、旅費を講師の口座へ振り込み、講師がチケットを手配する場合がある。</p> <p>本課が旅券を手配する場合は、本課宛での領収書を徴収し精算を行っているため、源泉徴収は行っていないが、旅券代相当分を差し引いた残額については源泉徴収した上で講師へ支払っている。</p> <p>講師が旅券を手配する場合は、旅費の支払者（本課）ではなく、講師が交通機関等へ支払いを行うことから、源泉徴収の対象としている。この場合、講師が担当課宛での領収書を徴収するという運用はしていないため、講師への旅費支払時には源泉徴収額を差し引いて口座へ支給している。</p>
意見	30	P144	教育情報研修センター	<p>研修に伴う旅行代理店の選択について</p> <p>常にいくつかの旅行代理店を比較検討して、最も安価である旅行代理店を選択することを優先されたい。</p>	対応予定	<p>今後は複数の旅行代理店より見積りの徴収を行い、比較検討を行う。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	31	P144	教育情報研修センター	<p>宮崎市教職員教育研究論文の表彰について表彰の実施について、詳細に実施要綱を定められたい。</p> <p>副賞については、地方自治体によって違いがあるが、宮崎市では小学校、中学校ごとに、入賞一席、二席、三席及び佳作を選定し、副賞を贈っている。その副賞は賞賜品として図書カードとなっているが、賞賜品や金額などの規定はない。表彰制度を明確にする上でも、教職員表彰実施要綱を定められたい。</p>	対応済	<p>実施要領や副賞に関する内容を定めた「宮崎市教職員教育研究論文の審査及び表彰に関する要綱」を令和5年4月1日に施行した。副賞についても、賞賜品を図書カードとし、賞ごとの金額を定めた。</p>
意見	32	P147	教育情報研修センター	<p>外国語指導助手（ALT）職員宿舍借上料について</p> <p>ALTの家賃上限については、月額46,000円とする旨を課内の申し合わせ事項として決めているが、上限額設定については一定の評価ができるものの、金額のバラつきが解消したとは言えず、ALT間の不公平さが懸念される。</p> <p>また、ALT宅にある備品について、入居時に設置備品の一覧を作成し確認した上で、退去時には一覧をチェックし、相互に確認することが重要である。よって、備品の使用及び保管責任について要綱に規定することを検討されたい。さらに、小学校への派遣をまとめたALT派遣に関する規則を定めることも検討されたい。</p>	対応予定	<p>家賃が上限額に近い宿舍は、ALT入替に伴い解約していき、より安く借り上げるように努める。令和5年度は、1件を解約し、より安価な家賃で新規契約を実施した。</p> <p>備品については、令和5年度より入居するALT宅分から順次備品一覧を整備していく。また、令和5年度中に備品の使用及び保管責任に関する要綱を作成予定である。</p> <p>小学校への派遣に関するルール作りについても、検討していきたい。</p>
意見	33	P148	教育情報研修センター	<p>ALTの雇用について</p> <p>宮崎市におけるALT25名は、国のJETプログラムにより招致された外国青年を会計年度活用職員（週35時間勤務）として雇用している。民間会社との契約や直接雇用は推奨していないが、JETプログラムからプロポーザル方式による労働派遣契約や宮崎市への直接雇用への切り替えも含め、雇用形態について検討されたい。</p>	対応困難	<p>JET-ALT予算は、国の交付税措置対象であるため、すぐに雇用形態を変えることは困難である。しかしながら、コロナ禍におけるJET-ALT確保及び中途退職時のALT確保が困難であった事や、JET-ALTから民間委託にALTの雇用形態を変えている自治体があることから、雇用形態について今後前向きに検討していきたい。</p>

指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	34	P153	<p>教育情報研修センター</p> <p>学習支援ソフトライセンス購入について 学習支援ソフトの1年間の使用ライセンス購入にあたり、指名競争入札を行っている。指名業者5社のうち2社は辞退しているが、入札に参加した1社から参考見積を取得し、その金額がそのまま予定価格となっている。さらにその参考見積を提出した業者の落札金額になり、落札率は100%である。これは競争性がないのではないかと懸念される。 設計額を算出し難い場合は指定業者の中でできる限り複数の業者から参考見積を取得する必要があると考える。さらに、競争入札を実施しているにもかかわらず、落札率100%となっている契約については、速やかに検証を実施し、競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策を立案、実行されたい。 また、ソフトウェアライセンス契約書の仕様書によると、参考見積を確保した日が令和4年2月10日であるが、契約は令和4年3月22日となっていた。 短期間での契約締結であるが、会計年度の終了間際にこの学習支援ソフトライセンスを購入する必要があったのだろうか。そのような経緯を議事録として保存されたい。</p>	対応困難	<p>競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策の立案、実行については、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。なお、令和5年度からは、庁内の庶務研修資料等に従い、複数業者から参考見積を取得することとしている。また、会計年度の終了間際にライセンスを購入しなければいけなかった経緯については記録として保存した。</p>
意見	35	P154	<p>教育情報研修センター</p> <p>小中学校校内ネットワーク運用支援業務委託について 再委託に関しては、委託契約書の規定により、発注者の承諾を得れば可能となっている。しかし、随意契約による契約相手方が再委託を行う場合、事前に直接随意契約できないのかを考慮し、再委託先、再委託に発注する必要性、理由、再委託料についても通知させ、担当課において慎重に審査を行い、適正と認めたものに限り承認する取扱いとすべきであり、業務の内容や金額の割合など全庁的な課題もあるが、再委託ガイドライン等の基準を策定されたい。</p>	対応困難	<p>再委託ガイドライン等の基準の策定については、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。</p>

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	36	P155	教育情報研修 センター	<p>無線アクセスポイント追加設置設定業務委託について</p> <p>再委託が行われているが、受注者から提出された再委託に係る通知書等を精査した（特に再委託料）結果、再委託の必要性に疑義が生じた場合、実施調査等も実施して確認し、是正を図る体制を整備されたい。</p> <p>再委託に関する現在の委託契約書第6条の規定に関し、全庁的な検討が必要であるが、指名競争入札や随意契約によって契約の相手方が選定されている契約については、契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」をすることを義務付け、これらを審査の上、宮崎市が「承認」という規定への変更を検討されたい。</p>	対応困難	競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策の立案、実行については本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。
意見	37	P155	教育情報研修 センター	<p>機器運用支援業務報告書の確認について</p> <p>報告書には「各学校の校長、教頭または情報教育担当教諭による確認（印鑑または記名）を受領したものであること。」と規定があるが、どの役職者によるものなのか不明であるため、役職がわかるように記入されたい。</p> <p>また、契約書において受注者の支店長名が変更されていたが、その変更届書に変更日の記入がなかった。変更内容は受任者と役員の変更であったが、変更年月日がそれぞれ異なっているのにまとめて提出されていた。変更時は速やかに提出されるよう指導されたい。</p>	対応困難	報告書における確認者の役職名に関しては、令和5年度から役職名のチェック欄を追加した。支店長名等の変更届は、業者から契約課へ提出されるが、届出日は業者が未記入であったため、契約課に郵送等で到達した日で受付を行っている。業者への指導については、所管課である契約課からすべきと考える。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	38	P155	教育情報研修センター	宮崎市教育用タブレット端末提供サービス委託業務について 授業支援ソフトウェアとしては、Wi-Fiモデル・LTEモデルの両方にロイロノート・スクールと、LTEモデルにMetaMoji ClassRoom（委託業務内）が導入されている。 費用が膨らむため授業支援アプリをロイロノート・スクールのみと決定したことについて一応の理解はできるが、MetaMoji ClassRoomも児童生徒にとっては有効性があるため利用している学校がある中で、教育ICT環境の推進計画の早期の段階でどちらかに決定するのではなく、並行して使うことも検討されたい。	対応困難	複数の授業支援アプリを導入することで、費用が膨らむだけでなく、各小中学校が異なるアプリケーションを選択した場合に学校間での連携が困難になることが想定されるため、特定の授業支援システムを市内で統一して利用する。
意見	39	P157	教育情報研修センター	Wi-Fi環境整備について 宮崎市のICT環境整備については、高速無線LANの整備は進んでいるものの、さらに文部科学省が推奨している通信量の差を解消するために各家庭のWi-Fi環境整備を進められるよう検討されたい。	対応困難	文部科学省が推奨しているとおりの各学校内に高速無線LANを整備済である。Wi-Fi環境がない家庭へはLTEモデルのタブレットを使用させているが、現時点でモバイルルータの整備は検討していない。
意見	40	P159	教育情報研修センター	AI型ドリル教材運用支援業務委託について 宮崎市の現状は、Qubenaの活用率だけでなく、ICT機器の活用においても学校差や個人差があり、ICT機器の活用には自信がない教師もまだ多く、授業実践まで踏み込んでいない教師も多いようである。教師の不安を解消し、ICT機器の活用を高め、教師の負担軽減に努められたい。また、教育現場に早く、そして幅広くAI教育を進められたい。 AI型ドリル教材により、子どもの学習をリアルタイムでサポートできるようになり、児童生徒一人ひとり個別に最適化された学びが保障され、また教師の負担軽減にもつながるため、ICT支援員を活用し、早期にAIドリル教材によってAI教育を受けられるような環境作りを整えられたい。	対応済	教職員に対しては、AIドリル教材を含め、タブレット端末の活用に関する研修を実施し、ICT支援員による授業支援も実施している。今後も教職員へのサポートを継続することで、児童生徒が等しくAIドリル教材で学べる環境を整えていく。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	41	P164	保健給食課	<p>【空調設備のメンテナンスリース方式による整備について】</p> <p>平成11年度から工事による空調設備の整備を開始し、平成28年度からは10年間の清掃点検費用を含むメンテナンスリース方式による整備を行っている。このメンテナンスリースは民間の資金とノウハウを有効活用でき、年度予算の低減化と平準化が図られる。トータルの契約であると、ライフサイクルコストの削減ができるメリットがある。しかし支払総額は割高になり、このリース契約は特約事項があり、賃貸人は期間満了後、現状有姿にて単独調理場空調設備及び附帯設備を賃借人に無償譲渡するものとしている。再利用できる限り、再リースを数年行うという方法もあったのではないかと考える。</p> <p>10年後期間満了後、所有権が移転すると割高で購入したことになり、その後また老朽化問題に直面し、修繕費増大や取替コストを検討せざるを得ない。</p> <p>今後10年経過して期間満了になる賃貸借物件が出てくるので、将来のコストに関しての検討と工事による空調設備を順次リース契約に変更していくかを慎重に検討されたい。</p>	対応済	<p>学校給食施設への空調設備整備（新設）は令和4年度に完了した。</p> <p>令和5年度から整備済空調設備の更新を開始するにあたり、調達方法について検討を行い、メンテナンスリース方式から、財源的に本市にとって有利な国の交付金を活用できる工事方式へ見直しを行った。</p>

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	42	P166	保健給食課	<p>【小中学校給食室空調設備等点検清掃業務委託Aの不良箇所等報告書について】 小中学校給食室空調設備等点検清掃業務委託A仕様書その他5に、「作業中に不良箇所（エアフィルター等消耗品についてのものを含む）を発見した場合や空調設備等の種類・数量等に誤りがあった場合は、設置場所・内容等を別紙により報告すること。」とあり、当該報告書の内容等を確認したところ、全体的に機器の老朽化が見受けられる事例が多かった。その対策について担当課に尋ねたところ、「早急な対応が必要な機器に関しては、見積を依頼し、修繕を実施している。また機器の老朽化については令和4年度にすべての調理場への空調設置が完了し、令和5年度以降に設置年度の古い機器（学校）から順次更新を予定している。」との回答を得た。</p> <p>単独調理場方式の空調設備の整備は、平成11年度から工事による整備を開始し、平成28年度から10年間の清掃点検費用を含むメンテナンスリース方式による整備を行っている。設置年度の古い機器からだけでなく、不良箇所等の報告書の内容等を参考に優先順位を決定し、また、費用の面で取替更新が良いのかリース方式が良いのか慎重に検討し、更新を進められたい。</p>	対応済	<p>令和5年度より整備済空調設備の更新を開始しているが、更新順については、設置年度が古いものからを原則としつつ、点検結果や故障状況等を踏まえて、決定していくこととする。</p> <p>また、調達方法について検討を行い、メンテナンスリース方式から、財源的に本市にとって有利な国の交付金を活用できる工事方式へ見直しを行った。</p>

指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	43	P169	<p data-bbox="562 177 1155 233">【宮崎市田野域学校給食用米飯加工等業務委託について】</p> <p data-bbox="562 233 1155 384">米飯給食について、単独調理場45か所及び共同調理場5か所のうち、中央、高岡、清武の3センターは自炊方式で行っているが、佐土原、田野の2センターは炊飯設備が整備されておらず、合併前から「委託炊飯方式」で行っている。</p> <p data-bbox="562 384 1155 616">自校炊飯と委託炊飯を比べてみると、平成30年都道府県別米飯給食実施状況（形態別）をみると、自校炊飯は小学校で学校数45.5%（児童比率38.15%）、中学校で学校数44.5%（生徒比率38.0%）であり、委託炊飯の方が多い状況である。宮崎県においては、自校炊飯は学校数で65.3%となり、児童生徒比率で59.4%であり、自校炊飯が多くなっている。</p> <p data-bbox="562 616 1155 791">委託炊飯は、佐土原や田野のように炊飯設備の整備費用や設置場所の確保ができないという理由で行われており、施設設備の問題である。またパン給食からの切り替えに際し、パン業者からの要望を受けて炊飯を委託してきたという背景も考えられる。学校給食調整の民間委託などに関わる問題である。</p> <p data-bbox="562 791 1155 967">新給食調理場建設では、自校炊飯が主流であり、文部科学省も米飯推進、自校炊飯が進んでいる。平成27年度の包括外部監査でも炊飯設備の整備が挙げられたが、佐土原と田野センターについても効率優先ではなく、地産地消の推進のためにも炊飯設備導入を再度検討されたい。</p> <p data-bbox="562 967 1155 1110">また地方自治体の中には、独自の工夫を凝らし、空き教室ができたことを利用して空き教室に家庭用の炊飯器を導入し、地場産米の自校炊飯を始めたところもある。家庭用炊飯器なら比較的安価で導入できることが利点であり参考にされたい。</p>	対応困難	<p data-bbox="1346 536 2051 695">佐土原及び田野学校給食センターについては、施設の床面積から炊飯設備の増設は現時点では、困難である。また、余裕教室を活用した家庭用炊飯器の導入については、衛生管理や人員配置の面からも導入が困難である。</p> <p data-bbox="1346 695 2051 759">学校給食施設再整備の検討のなかで、安定的な米飯提供のあり方について今後とも検討を行っていく。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	44	P170	保健給食課	<p>【給食調理業務外部委託について】</p> <p>平成21年度の包括外部監査において、「給食調理業務外部委託の推進について、外部委託による経費（特に人件費）の節減効果は大きく、今のペース以上に積極的に外部委託を推進すべきである。」との意見が述べられていた。平成21年度末時点では、単独調理場45校中8校と共同調理場が24校中8校であったことを考慮すると、単独調理場ではかなり外部委託の推進が進んでいるが、共同調理場ではペースが鈍化しているようである。</p> <p>実施を進めることについて今後の対策計画について担当課に尋ねたところ、「直営方式の施設については、宮崎市の現業職員が調整等業務を行っているため、今後も職員労働組合との協議などを経て外部委託をすることが決定した調理場を民間委託していく予定である。」という回答を得た。完全外部委託を目指すために実施計画を立て、早期に業務の効率化を図りたい。</p>	対応済	<p>学校給食の調理等業務については、これまで「宮崎市行財政改革大綱」に沿って、段階的に民間委託を進めてきた。</p> <p>今後も、厳しい財政状況の中で、学校給食の効率的な運営に努める必要があることから、令和4年9月に策定した「市役所改革推進プラン」に沿って、関係団体との調整を行いながら当該プランの中で推進していくこととなっている。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	45	P172	保健給食課	<p>【給食調理業務外部委託の最低制限価格について】</p> <p>学校給食食材加工等業務委託の最低制限価格について、平成28年度包括外部監査の監査意見として「適正な業務履行の確保と労働条件悪化の未然防止の観点から、最低制限価格の見直しを検討されたい。」と述べているが、当該業務委託の設計金額と契約金額の乖離が大きいので、それに対して検討されたのか尋ねたところ、「最低制限価格の見直し等についての検討記録はない。最低制限価格については、今後の入札結果を踏まえ、見直しの必要があると判断される場合、他地方自治体の状況等を参考に見直しを検討したいと考えている。」との回答を得た。</p> <p>委託業務については、実際の入札状況を見ないと金額予測は難しいことから、最低制限価格の設定については入札状況に応じた変動型にする方が妥当な結果をもたらすことが多いと考えられる。</p> <p>都城市では、平成24年1月から競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質低下を防止するため、最低制限価格を設定している。建設工事及び工事に伴う委託に限定されているが、変動型最低制限価格制度を導入している。</p> <p>価格競争という競争入札の本来の趣旨を生かし、公正な入札契約制度の信頼性をさらに高めるとともに、官製談合の可能性を排除することからも、労働集約型業務委託であっても最低制限価格の設定方法については検討されたい。</p>	対応済	<p>令和5年1月4日から「宮崎市業務委託契約に係る最低制限価格制度事務処理要領」が施行された。</p> <p>学校給食食材加工等業務委託の最低制限価格の設定については、当該要領に基づいて設定することとした。</p>

指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	46	P173	保健給食課 <p>宮崎市は令和3年2月に宮崎市が設置している学校給食センターが築25年以上を経過しており老朽化が進みつつあることから、今後の整備及び長寿命化に関する方針を定めるため、宮崎市学校給食センター個別施設計画（以下、「本計画」という）を策定している。</p> <p>本計画は、維持管理・更新等の取り組み状況を踏まえつつ、長期的な視点を持って長寿命化や建替え等を計画的に行い、持続可能な行政運営の実現を図ることを目的としている。</p> <p>学校給食は、学校給食法に基づき、子どもたちの心身の健全な発達に資するために、成長段階において必要な栄養を適切に摂取できるよう提供するものである。また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う学校教育活動として重要な役割を担っている。</p> <p>宮崎市の学校給食はすべての小中学校において、完全給食が実施されており、その実施方法は各学校にある給食室で調理する「単独調理場方式」と学校給食センターで調理して各学校へ配達する「共同調理場方式」の2つに分かれている。</p> <p>学校給食センターは、これまでは不具合があった場合に保全（修繕）を行う「事後保全」で対応してきたが、今後長期的視点に立って財政的負担を縮減しながら施設の長寿命化や衛生管理の徹底を図っていくために、これまでの「事後保全」ではなく、定期的な点検を通して施設状態を把握し、計画的に修繕等を行う「予防保全」に転換していくこととし、調理・衛生管理を適切に実施するために、施設機能の確保を優先的に実施する予定である。</p> <p>単独調理場も建設から40年以上経過した施設が多数を占め、年々進行する施設の老朽化が深刻な課題となっている。長期的な展望に立った学校給食施設の在り方について早急な検討が必要である。そこで、共同調理場の整備や運営等だけでなく、単独調理場も含めて検討されたい。（以下、事例紹介のため略）</p>	対応済	<p>学校給食施設及び設備の老朽化は、非常に大きな課題として認識しており、令和5年度より保健給食課内に「給食施設係」を新設した。</p> <p>日常の維持管理に加え、共同調理場及び単独調理場含め、学校給食施設のあり方について、他市事例を参考に今後検討を進めている。</p>
意見	47	P185	生涯学習課 <p>宮崎市青少年育成連合会及び宮崎市青少年指導委員連絡協議会の役員及び理事会が年間合計12回開催されているが、費用対効果の見地より各会議が形骸化していないかなどを担当課において調査する必要がある。</p>	対応済	<p>生涯学習課担当、担当係長、育成センター職員が、毎回、会議に出席し、その都度、必要事項について協議・対応している為、形骸化はしていないと考える。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	48	P186	生涯学習課	清武地区青少年育成協議会の事業実施報告によると、ほとんどが下校時の見守り活動とあるだけで、具体的な活動内容がイメージできないので、より詳細な報告を作成提出するように指導する必要がある。	対応済	宮崎市青少年育成連合会の理事会に出席し、補助申請・実績報告の記載方法等について説明を行った。
意見	49	P186	生涯学習課	各青少協の活動が決まりきった内容になり形骸化していないかを、担当課において宮崎市補助金等交付規則第9条にもとづき用途等を適宜調査する必要がある。	対応済	必要に応じて、各団体の活動状況について、聞き取り等を行う。
意見	50	P190	生涯学習課	児童子育て講座について、実施申込のない学校に対して、講座の具体的なテーマや講話事例を詳細に紹介するなどして実施申込を促進する必要がある。	対応済	家庭教育学級事務説明会の中で、児童子育て講座についても説明を行っており、資料でも講師毎の講座内容を示しており、利用促進を図っている。
意見	51	P191	生涯学習課	家庭教育学級の改善や見直しについて、学習会の内容の充実化とともに、学校職員の職務負担の平準化も同時に配慮する必要があると考える。コロナ禍でノウハウが蓄積されたと思われるオンライン講座などの実施により、学習会の会場確保や準備等における職員の負担軽減を図るなどの工夫も行い、それでも需要が伸びなければ本事業の根本的な見直しも検討すべきである。	対応済	提出書類の削減や、実施内容についても裁量の幅を広げるなど、負担軽減を図っている。合同研修会においても、アンケートで興味関心の高かった内容をテーマに取り上げるなど、参加者増加に繋がるよう考慮している。実施方式についても、対面形式とオンライン配信を組み合わせるなど参加しやすい環境づくりを行っている。
意見	52	P191	生涯学習課	図書購入の方法が、五月雨的な為、効率性を見地から一定数以上の冊数となった時に購入手続きを行うといった方法などの検討を要する。	対応困難	図書の納品については、出版社や流通の関係により時期を統一することは困難。納品業者に対して、発注したものが全て揃ってから請求するように負担を強いることは不適切と考える。
意見	53	P195	生涯学習課	宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会業務及び宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務の各委託について、受講者が募集定員の半分程度にとどまっており、事業効果が乏しい。本委託事業を当面の間縮小するか、あるいは募集方法のあり方などを検討し、委託先との契約に際しては考慮する必要がある。 また、委託先の事業実績報告書の内容が簡素であり、実質的な内容や事業成果が記録上確認できないので、より詳しい報告書を提出させる必要がある。	対応予定	ジュニアリーダー研修会については、ポスターも作成し、子どもたちの目につくような工夫を行っている。育成者研修会については、各学校長やPTAにも募集を行い、参加者の制限をなくす等検討を行っている。また、実施方式についても、対面での研修に加え、オンライン配信も行い、参加しやすい環境を整備する予定。 実施事業報告については、より詳しいものとなるよう指導していく。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	54	P196	生涯学習課	生涯学習情報紙作成の費用対効果について、情報紙のほとんどが講座内容で一度作成したら容易に更新できる内容であったことや、情報ツールがインターネットに変化している中、宮崎市ホームページの利用、検索が増加していくことが想定されることから、委託料の金額や発行部数の見直しなど、費用削減について検討されたい。	対応予定	WEB上の講座情報の掲載は既に行っているが、高齢者等、紙媒体に頼らざるを得ない方々への配慮も必要と考える。 現在の契約は令和6年度末まで複数年のものであるため、委託料や発行部数については次の契約時に見直す予定。
意見	55	P198、199	生涯学習課	欠席者の多い研修会も見受けられる為、できるだけ全員が出席できるよう時間を考慮するなど、出席者数改善のための対策を講じていただきたい。	対応済	会議の主催者が外部であるが、会議開催の日程調整にあたり、開催候補日を複数挙げてより多くの委員が出欠できる日に開催できるよう働きかけ、出席率を改善できるよう努める。
意見	56	P199	生涯学習課	平成21年度の包括外部監査においても設定使用枚数に関して指摘事項となっている。それにもかかわらず同じような状況である。11,000枚を設定した根拠を記載するか、このようなことが生じないよう実態にあった設定を心がけられたい。	対応予定	月平均使用枚数が、入札時の機械維持料金設定に影響を及ぼすことから、設定枚数については以後、実績に応じた設定としていきたい。
意見	57	P201	生涯学習課	PTA人権尊重の研修会をオンラインで開催することにより、すべてのブロックで視聴できるようになれば、大変有意義で貴重な研修を受けることができる。費用対効果が課題とはなるが、オンライン研修の方法を工夫されるよう担当課も指導、協力されたい。	対応済	令和5年度PTA人権尊重の研修会については、オンラインによる研修を実施する。
意見	58	P202	生涯学習課	PTA連絡協議会補助金について補助金の交付対象となる経費に充当せず、全額返金している。今後、協議会のどのような活動について、どのような目的で補助金の対象とするのか、PTA不要論がささやかれている中、見直しして明確にすることを検討されたい。	対応済	補助の目的は、運営費補助として交付している。当該年度においては、コロナ禍で実施できなかった事業が多くあり余剰金が例年より多くなった。毎年度、次年度当初の運営費に充てるため繰越金を残しているが、それ以上の余剰金になる分について返還された。
意見	59	P202	生涯学習課	宮崎市地域婦人会連合会負担金収入について、各地区からの負担は不要だと考えられる。また、各婦人会の収支決算区分を統一することで、容易に比較でき、経費の使途を明らかにできるため担当課は指導されたい。	対応困難	補助金で賄えない部分（補助決定前の資料作成費等）を負担金から支出しているため必要と考える。 各婦人会の収支決算区分については、各団体を比較することはないが、経費区分は示しており、実績報告等の資料作成の参考となるようにしている。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	60	P208	生涯学習課	<p>放課後子ども教室の課題としては、人材確保の問題と学校や保護者への啓発活動が挙げられる。</p> <p>人材確保については、広報の仕方を検討いただきたい。</p> <p>学校への啓発活動については、放課後子ども教室の活動内容への理解は学校により差があるため、まずは学校長や教頭に、放課後子ども教室の意義を強く伝えていく必要がある。</p> <p>また、保護者に対しては、放課後子ども教室の意義やスタッフの存在意義を啓発されたい。</p>	対応予定	<p>人材確保に対しては、PTAや大学生の協力依頼を行っている教室もあるため、これを全体の研修会や訪問時に事例として共有する予定。</p> <p>啓発活動については、市が子ども教室を訪問した際に学校の管理職に対して、放課後子ども教室の意義を伝えていく予定。保護者への啓発は年度当初に配布する案内で対応しておりこれを継続していく。</p>
意見	61	P213	生涯学習課	<p>待機児童解消について、待機児童を解消するための更なる受け皿整備を図る方策の検討や、必要性がありながらも放課後児童クラブが未設置である小学校区において設置を促進することを検討されたい。</p>	対応済	<p>待機児童の解消に向け学校等との協議を進めながら児童クラブを整備していく。未設置である鏡洲小学校には令和5年度に整備する方針で、残る1校である七野小学校については地域の要望に真摯に対応していく。</p>
意見	62	P213 214	生涯学習課	<p>宮崎市の利用料は全国的にみてもかなり低い価格になっており、今後経費はさらに増加すると考えられ、受益者負担割合の歪みは宮崎市の財政基盤に大きな影響を及ぼすものとなるため、料金の見直しを早急に図られたい。</p> <p>利用料の減免について、市町村民税非課税世帯の利用料減免を行っている全国の児童クラブ数に対する割合は46.2%、ひとり親家庭の割合は31.8%となっているので、減免の範囲を広げることも検討されたい。</p>	対応予定	<p>児童クラブ利用者負担金の見直しについては、他市の利用料金等を参考にし、検討を進めていく予定。</p> <p>減免措置の範囲拡大については、現時点で行わないが、今後の宮崎市の世帯推計次第では、減免措置拡大を考えていきたい。</p>
意見	63	P215	生涯学習課	<p>放課後児童クラブの終了時刻は実情を考慮して対策を講じられたい。</p> <p>また、クラブの最終時間に該当する職員の勤務時間は、クラブの利用時間（18時）より遅い時間の勤務シフトに変更するよう検討されたい。</p>	対応予定	<p>放課後児童クラブの開所時間については、運営受託者と対話を重ね、時間の拡充を図っていく。</p> <p>また、勤務シフトは実情に応じ設定されるべきであり、監査などを通し、職員の勤務時間が適切に設定されているか確認するなど適宜対応していく。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	64	P218	生涯学習課	<p>耐震性が確保された建物で放課後児童クラブを実施するよう指導等に努められたい。</p> <p>宮崎市が民間と契約した建物賃貸借契約書を確認したところ、耐震性については何ら記載がなかった。契約書に記載するか、確認証明書を添付するべきであると考え。</p> <p>さらに、賃貸料の約30%の大幅な増額変更があったが、宮崎市民の原資であるため、その賃料が妥当であるのかどうか、賃料変更の理由について、その根拠となる資料等を添付、保存されたい。</p>	対応済	<p>民間施設等を活用して児童クラブを開設する際に、公募を行うが、応募要件の中に「耐震調査を実施し問題がないこと」または「耐震補強済み」、「建築基準法の新耐震基準を満たしている施設」を整備する旨記載し、耐震基準を満たした施設となるよう措置を講じている。</p> <p>宮崎市が民間と契約した建物賃貸借契約については、市に建築確認申請書が提出され、確認済証が交付されていることを確認した。</p> <p>賃借料の大幅な増加理由については、根拠資料を添付、保存する。</p>
意見	65	P216	生涯学習課	<p>児童クラブ運營業務委託（加配）の委託料と収支決算書について、障がい児等受入れに対する補助員の人件費を保育士・幼稚園教諭を基準にしており、令和元年10月31日時点のものであり、昨今最低賃金が上昇している中、小学校の児童クラブの支援員の時給と変わらないのは時代に即していないと思われるため、基準も含め、見直しを検討されたい。</p> <p>また、正しい書類の提出もしくは形式を変更するような対応をお願いしたい。</p> <p>さらに令和3年度の収支決算書であるにもかかわらず、日付が令和3年3月31日と誤ったままであったため注意を促されたい。</p>	対応済	<p>障がい児等受入れに対する補助員の人件費については、令和5年度から単価の見直しを行い、令和5年度会計年度任用スポット職員の単価を参考にしている。</p> <p>収支決算書を受領した際は、正しい書類の提出を求めるとともに、二重チェックを行い適正な事務処理をしていく。</p>
意見	66	P217	生涯学習課	<p>宮崎市児童クラブ運營業務委託収支決算書について、支出内容の適切な把握及び分析のために金額が多額であるものは個別の勘定科目により掲記するか、明細書を添付することが望ましいと考える。法人全体の共通経費であるならば、委託料を軽減できる余地もあると考えられるため、金額の合理性について検討されたい。</p>	対応済	<p>運營業務委託料については、指摘を受け、返還をいただいた。今回の意見を踏まえ、状況に応じて必要な資料の提出を求めるとともに、委託料の積算を更に精査していく。</p>
意見	67	P217	生涯学習課	<p>児童クラブ運営事業の同一委託業務について、当該受託者が自ら辞退しない限り、半永久的に一者随意契約を締結し続けることになりかねない。校外型クラブとして、新規団体が児童クラブを受託するケースや変更するケースが増えているようであるが、一定の期間で区切ることを検討されたい。</p>	対応予定	<p>同じ受託者で運営を続けていくことで、安定した児童クラブ運営を行うことができるといったメリットもある。しかし、今後の児童クラブ運營業務委託について、ご指摘の意見も参考にしながら考えてまいりたい。</p> <p>ご指摘のとおりこれまでの契約手法は課題であると認識していることから、児童クラブの継続した運営を確保しながら、契約の手法等を整理していく。</p>

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	68	P221	生涯学習課	実績報告書には領収書の添付が必要であるため、収支決算書との突合を行ったところ、決算額が税抜きと税込みの混在であったため、消費税の金額が経費の10%になっていなかった。このような処理をすると、誤りや誤解が生じてしまうため、収支決算書は税込みに統一して計上されたい。	対応済	今後、収支決算書は税込みの金額に統一して計上するように対応を行うこととした。
意見	69	P252	生涯学習課	保管されている資料の中に裏紙が使用されているものがあつた。保存される文書については、使用の確認や検証を行う上で適正な解釈の障害とならないよう裏紙を使用する場合には裏紙に「裏紙使用」といった押印をする等、裏紙が使用されていることを明らかにするよう規定の見直し等について検討されたい。	対応済	裏紙利用の際にはその旨が判別できるよう、記載部分の取り消し線を記載するよう徹底を図った。
意見	70	P253	生涯学習課	受注者から提出された公民館使用料減免報告書に、修正等が不適切なものが散見された。仕様書に記載された報告書の一部であるため、修正などを含め適正に作成するよう受注者に指導されたい。	対応済	報告書受領時に複数人で確認し、誤記等がある場合は修正指示を行うようチェック体制を厳格化した。
意見	71	P253	生涯学習課	中央公民館清掃業務委託について、受注者から提出された作業完了報告書のうち、一部で裏紙が使用されているものがあつた。裏紙を使用することにより適正な報告がされない可能性がある。今後使用しないように受注者に指導されたい。	対応済	裏紙利用自体は否定されるべきものではないと思料するが、報告内容に疑義や内容の混同をする可能性を排除できないため、裏紙利用する際は該当頁と明確に区別できるように指導する。
意見	72	p271	文化財課	公共施設の使用料について 当基準（宮崎市立公共施設使用料設置基準）に基づいて算定し徴収する体制を検討されたい。	対応済	当基準は令和5年6月に改定された。 改定された基準において歴史資料館は、地域に特化して固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承することを目的としていることから、使用料基準の対象外となる施設となった。
意見	73	p273	文化財課	倒木等伐採業務の一本化について 業務期間が重なる同種の2件以上の委託業務については、契約などが効率的、歳出の軽減が見込まれるため、今後1者への統合を検討されたい。	対応済	意見を踏まえ、発注内容、業務期間、歳出予算を包括的に検討し、業務の発注を行う。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	74	P286	企画総務課	<p>【修学旅行、卒業アルバム等の高額な契約について】 修学旅行、卒業アルバム等の高額な契約について、学校は業者選定ルールに従った手続きを行われたい。教育委員会事務局は学校が業者選定を十分検討できるよう指導されたい。</p>	対応済	<p>学校納入金等取扱マニュアルにおいて、高額な契約については、業者選定委員会等を設置し業者を選定するよう示している。 毎年、年度当初の校長会にて学校納入金等取扱マニュアルに沿った取扱いを行うよう指導しているが、今後も厳正な取扱いを徹底するよう継続して指導を行っている。</p>
意見	75	P286	企画総務課	<p>【公費と学校納入金の負担区分の明確化について】 経費の負担区分について教育委員会事務局として原則的かつ統一的な取扱い基準を確認し、公費と学校納入金の区分の適正化に努められたい。併せて、負担区分について、学校納入金等取扱マニュアルを見直し、今後、遵守するよう指導されたい。</p>	対応済	<p>学校納入金等取扱要領において、学校施設設備の整備費や学校管理及び教科指導等の経費は、基本的に公費で負担すべきものとしている。 一方で、学校施設設備や進路指導等において、より良い教育水準を望む保護者等からの要望に応じて、市の一般的な水準を超える部分については、PTAなどから支援を受けることを例外的に容認している。 この場合、各学校においては、当該経費が公費ではなく、私会計である学校納入金等会計で負担することが適切か、または容認されるものかを十分に検討して処理することとしており、PTAからの財政的な支援については、「真に団体構成員からの発意に基づくものであること」、「学校教育を実施するうえで必要最小限のものであること」の両方の要件が満たされているかどうかにより、判断している。 教育委員会としては、経費の負担については、基準との整合を図ったうえで、PTA役員等と学校との間で十分に協議を行い、双方の合意のもとで支援を受けているものと考えている。</p>
意見	76	P288	企画総務課	<p>【教材納入業者に対する支払遅延について】 教材費の公会計化や保護者による納入業者への直接支払いなど、解決策を検討されたい。</p>	対応済	<p>保護者による教材納入業者への直接支払いについては、納入業者数が複数あるため、保護者・納入業者ともに負担増になるため、適当ではないと考える。 教材費の公会計化については、令和5年5月に設置した「学校給食会計制度検討委員会」のなかで給食費と併せて検討を行う。</p>

指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	77	P289	企画総務課 【学校納入金事務処理の統一的な体制づくりについて】 学校納入金の事務は統一された事務体制になっておらず、教材費においては教員が行っている学校があった。事務処理の統一的な体制づくりについて、教育委員会が主導的な立場に立って、学校現場とともに検討されたい。	対応済	教育委員会としても、学校納入金の事務処理の統一化を図るため、教員が教材費を徴収している実情がある学校については、現場の状況の把握に努めながら、教員の働き方改革、負担軽減の観点から、効率的な事務処理について引き続き検討を行う。
意見	78	P289	企画総務課 学校教育課 【学校納入金の保護者負担の軽減への取り組みについて】 保護者負担の軽減については、アンケートを実施するなど、保護者の意見を学校納入金の運用に反映させる必要がある。学校納入金について、引き続き、更なる保護者負担の軽減化を図られたい。	対応済	保護者負担の軽減については、教育委員会としても重要な課題と捉え、副教材費の削減、学校指定品削減等を検討している。 令和5年8月に保護者の意見集約のためのアンケートを実施し、取り組みに着手した。
意見	79	P290	企画総務課 【PTAの繰越金について】 PTAの繰越金について、PTAの繰越金が多い学校は、会費の使い方を見直しが至急必要だと考える。	対応済	本件で意見のあったPTA会計については、学校ごとのPTAにおいて管理執行されるものであるため、教育委員会は、是正し、又は指導する立場にはない。 なお、自主的な対応として、学校と市PTA協議会に対し情報共有を行う。
意見	80	291	企画総務課 【学校納入金等の口座振替の導入について】 学校納入金等の口座振替の導入について、取扱い金融機関を一本化し口座手数料を値下げするか廃止することを検討されたい。 また、要綱を現金を取り扱わないよう改正し、教育委員会が学校に対し、口座振替制度にするよう指導されたい。	対応済	保護者の利便性のためには、複数の金融機関が選択できる方が望ましく、一本化することは適切ではないと考える。 また、口座振替手数料は金融機関が定めるものであり、本市が口座振替手数料を廃止することはできない。 なお、本意見を受けて8月に行った実態調査では、教材費等についても全体の9割以上の学校が口座振替を実施していた。現金徴収を実施している学校についても実態を把握したところ、現金集金が必要な側面が見受けられたため、現金を取り扱わないように要綱を改正することは適切ではないと考える。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	81	P292	企画総務課 保健給食課	<p>【教育委員会事務局による学校納入金等の積極的な指導、助言】</p> <p>学校往査において実態調査を行ったところ、是正する必要がある事象が多く見受けられた。教育委員会事務局は、学校納入金のあり方やその事務処理について実態を把握し、更なる検討をして指導、助言されたい。</p>	対応済	<p>学校納入金の取扱いについては、実態把握のために、各学校に対し、学校納入金の収入方法・支出方法・事務分担等の実態調査・意向調査を実施した。</p> <p>また、他市町村の実態把握のための調査も実施している。</p> <p>調査の結果を踏まえ、より効率的で安全な学校納入金の管理について、公会計化の検討とも併せて、学校納入金等取扱マニュアルの見直しについても検討する。</p>

指摘事項		意見	
措置済	49件	対応済	50件
検討・改善中	18件	対応予定	18件
措置困難	5件	対応困難	13件
計	72件	計	81件

※ 指摘は71件であるが、指摘20を2つに区分して作成しているため、計が72件となっている。